

日 時：平成 31 年 3 月 7 日（木）10:00～13:59

場 所：TKP 新橋カンファレンスセンターホール 3 A

## 水産政策審議会資源管理分科会

### 第 9 3 回議事録

水産政策審議会第93回資源管理分科会  
議事次第

1 開 会

日 時：平成31年3月7日（木）10:00～13:59

場 所：TKP新橋カンファレンスセンターホール3A

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委 員 大森 敏弘 内田 和男 亀谷 寿朗 嘉山 定晃 田中 栄次  
東村 玲子 柳内 克之 山川 卓 山本 勇

特別委員 井本 慶子 小杉 和美 近藤 直美 白石 嘉男 菅原 美徳  
田沼 政男 津田 幸喜 長元 信男 船本 源司 三國 優  
柳川 延之 山内 愛子 山下 久弥 若狭 信行

3 水産庁側出席者

保科増殖推進部長 藤田企画課長 中管理課長 廣野漁業調整課長 黒川国際課長

高瀬漁場資源課長 黒萩栽培養殖課長

斎藤沿岸・遊漁室長 高屋捕鯨室長 岩本資源管理推進室長 藤井増殖推進部参事官

4 議 事

別紙のとおり

## 目 次

|   |    |
|---|----|
| 1 開 会   | 1  |
| 2 議 事   |    |
| 【諮問事項】  |    |
| 諮問第 307 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について  | 32 |
| 諮問第 308 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に<br>基づく基本計画の検討等について  | 2  |
| 諮問第 309 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に<br>基づく基本計画の検討等について  | 14 |
| 諮問第 310 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について  | 35 |
| 諮問第 311 号 漁業法第 5 8 条第 1 項の規定に基づく母船方式捕鯨業の公示に<br>ついて  | 42 |
| 諮問第 312 号 水産資源保護法第 2 0 条第 1 項の規定に基づく平成 3 1 年度の溯<br>河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法<br>人水産研究・教育機構が実施すべき人口ふ化放流に関する計画につ<br>いて | 44 |
| 【審議事項】  |    |
| 平成 3 0 年度漁獲可能量保全枠の配分について  | 48 |
| 【報告事項】  |    |
| (1) 平成 3 0 年度漁獲可能量留保枠の配分について  | 50 |
| (2) 太平洋くろまぐろの資源管理について   | 2  |
| (3) 漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について   | 56 |
| (4) 水産政策の改革について   | 58 |
| 【その他】   |    |
| 3 閉 会   |    |

○管理課長 皆さん、おはようございます。それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから第93回資源管理分科会を開催させていただきます。

私、本日の事務局を務めます、管理課長の中でございます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されておられませんので、ご発言の際には事務局の方でマイクをお持ちいたします。まず挙手をいただいて、山川分科会長のご指名をいただいた上でご発言をお願いいただくこととなります。

それでは、委員の出席状況についてご報告をいたします。水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、部会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中9名全員の方のご出席をいただいており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

また、特別委員は16名中現時点で13名の方にご出席をいただいております。

なお、委員のうち、全国内水面漁業協同組合連合会副会長理事の南山金光委員におかれましては、本年1月11日にお亡くなりになりました。南山委員のこれまでのご貢献に感謝いたしますとともに、謹んでご冥福をお祈りいたします。

後任の委員として、全国内水面漁業協同組合連合会専務理事の内田和男委員をお願いすることとなりましたので、内田委員、一言よろしく願いいたします。

○内田委員 皆さん、どうもよろしく願いいたします。

私は主に内水面の観点からさせていただきたいと思っております。

○管理課長 どうもありがとうございます。

それでは、次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中の資料をご確認ください。まず、議事次第がございます。その後ろに資料一覧がございますので、これを見ながら確認させていただければというふうに思います。

まず、資料1が委員名簿でございます。資料2が諮問文でございます。海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討について、諮問第308号となっております。続きまして、資料3-1、資料番号でしていきます。資料3-2、資料3-3、資料3-4、資料3-5、これ横になっております。これまでが資料3でございます。続きまして、資料4、資料5、資料6、資料7、資料8、資料9、資料10、資料11、最後に資料12となっております。

万が一資料がない、あるいは落丁等ございましたら、お近くの事務局の方に一言お声

かけいただければというふうに思います。

資料の確認は以上でございます。

カメラ撮りの方ですが、ここまでとさせていただきます。撮影の方はここでご退席いただきますようお願いいたします。

それでは、以降の議事は分科会長によろしくをお願いいたします。

○山川分科会長 本日はご多用の中ご参集くださいます。まことにありがとうございます。

では、早速ですけれども、座って議事に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は諮問事項が6件、審議事項が1件、それから報告事項が4件でございます。このように本日はご検討いただく議題がたくさんありますので、議事進行へのご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより諮問事項に入ります。

まず、諮問第308号、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について、の検討に入りたいと思います。

ご検討いただく内容は、くろまぐろの第5管理期間の基本計画の変更についてです。

また、本諮問は、報告事項の(2)にあります太平洋くろまぐろの資源管理についてと関連する内容ですので、報告事項についてもあわせて事務局から資料の説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の岩本でございます。

お手元資料2、また今回諮問事項とあわせて報告事項も行いますので資料10と2つの資料を用いて説明をいたします。

まず、資料2でございますけれども、諮問文を読ませていただきます。

30水管第2582号

平成31年3月7日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本  
計画の検討等について（諮問第308号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（平成31年2月5日公表。以下「くろまぐろ基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり、くろまぐろ基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、くろまぐろ基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

今お手元の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画1の別に定める「くろまぐろ」について新旧対照表というものが今回の変更案を示したものでございます。主な内容につきましては資料10で説明させていただきたいと思っております。

まず、資料10のスライド番号12をお願いいたします。こちらでは国際管理の状況ということでございまして、昨年12月10日に行われましたWCPFCの結果についてまとめをさせていただきます。結果の概要につきましてはスライド番号13をご覧ください。2つの事項が決定となっておりまして、まず1点目、①の増枠というところでございませぬ。増枠につきましては、ことしは増枠がなかったわけでございますけれども、来年の会合において資源の状況を確認した上で再度議論という結果になってございます。

また、②繰越しでございますけれども、その年の漁獲枠の未利用分、これは当該年の漁獲枠の5%までにつきましては翌年に繰越しが可能ということになってございます。平成31年（2019年）、第5管理期間の未利用分から適用することで第6管理期間に繰越しができるという形で結論が出てございます。これがWCPFCでの状況でございます。

続きまして、スライド番号16から説明をしたいと思います。16からは国内の管理につ

いてということで、第4管理期間の現状を取りまとめてございます。

まず、スライド番号17でございますけれども、第4管理期間の大臣管理漁業の漁獲実績をまとめてございます。大臣管理漁業につきましては、第4管理期間は昨年12月までで既に終了している状況でございます。まず、30キロ未満の小型魚についてでございますけれども、大中型まき網漁業が67%、近海かつお・まぐろ漁業が83.5%、かじき等流し網漁業が89.9%、全体で68.1%の消化となっております。

また、30キロ以上の大型魚につきましては、大中型まき網漁業が99%、近海かつお・まぐろ漁業及びかじき等流し網漁業が84.2%の、合計で98%という状況になってございます。

続いて、次のスライド番号18をお願いいたします。こちらの方は同じ第4管理期間の知事管理漁業の消化の状況でございます。2月時点の消化の状況をまとめてございます。知事管理漁業については今月末までが第4管理期間となっております。30キロ未満の小型魚については、消化の状況が51.7%、また30キロ以上の大型魚については消化の状況は48.3%という状況になってございます。

以上が第4管理期間の状況でございます。

その次のスライド番号20番、21番をご覧くださいと思います。ここでは管理主体ごとの消化の状況をまとめてございますけれども、上が小型魚で、下が大型魚となっております。黄色のハイライト部分が漁獲上限の7割を超えているところでございます。やはり地域で来遊状況が大きく異なっているということがわかると思います。こういったことを解消するために、昨年くろまぐろ部会においても対策を講じるということで、融通のルールづくりということがご提案されてございます。

スライド番号19に戻っていただきまして、後ほど融通のルールにつきましてはご説明させていただきたいと思いますが、第4管理期間においても融通を行っております。その内容をご説明したいと思います。

平成31年2月6日付で、都道府県間の配分量の融通を実施してございます。2つございまして、1つは、小型魚同士の融通ということでございます。これは第4管理期間と第5管理期間での融通ということでございます。具体的には、第4管理期間において宮城県、福島県から千葉県の方にあわせて9.1トン进行融通し、かわりに、第5管理期間、千葉県から9.1トン进行宮城県と福島県に融通するというものでございます。

また、2つ目については、小型魚と大型魚の交換でございますけれども、こちらにつ

きましては長崎県から小型魚3.1トンを千葉県と福岡県に融通し、大型魚について、千葉県と福岡県から長崎県に融通するというものでございます。

今期なるべく枠の融通をいたしまして、各県の状況に対応していきたいということで、さきどりして対応させていただいてございます。

具体の融通の話につきましては、23ページ以降の第5管理期間の管理についてということでご説明をさせていただきます。第5管理期間につきましては、スライド番号23にありますとおり、資源管理分科会の諮問を経て数量が決まっております。大臣管理漁業、知事管理漁業の内訳、またスライド番号24には各都道府県の配分量を記載してございます。

スライド番号25でございますけれども、こちらからは融通ルール等の策定についてご説明をさせていただきます。黒丸の2つ目でございますけれども、TAC管理では、TACを都道府県等に配分し管理するが、来遊状況により配分量の消化状況が異なることから、やむを得ず漁獲したくろまぐろを放流する地域がある一方で、配分量を大きく消化せずに漁期を終了する地域もあるということで、くろまぐろ部会におきましても漁獲枠の融通するルールをつくるべきという指摘がなされたことを受けまして、今般配分の融通ルール等について検討を進めているところでございます。

次のスライド番号26をお願いいたします。融通というものがどういうものかという基本原則をここに定めてございます。具体的な内容をご説明しますと、まず1つ目でございますけれども、配分量の融通については、地域ごとの偏りが大きいくろまぐろの来遊に即して、円滑な漁獲管理と漁獲可能量の有効利用を促す取組であるということでございます。

こういったことを踏まえまして、融通を行う者同士の合意というものを前提としまして、等量交換、不等量交換、譲渡のいずれも認めようと考えてございます。

また、融通の形態につきましては、先ほどご説明したとおりでございますけれども、まず1点目は、小型魚と大型魚の交換、2点目としまして、今管理期間と翌管理期間との間の交換、また3つ目に、譲渡、いずれかによって行うことを考えてございます。

また、4つ目に、融通につきましては上限を設定し、融通後の数量の遵守義務を明示することを考えてございます。

また、5つ目に、他の都道府県に融通したことで配分量が減少した後、突発的な来遊によって配分量を超過するリスクが生じた場合には、国の留保を放出して対応する、こ



ういったことを考えてございます。

具体的にスライド番号27にイメージを記載してございます。まず、今申し上げましたとおり、基本的には管理区分ごとの融通というものを基本的に考えていきたいと思えます。くろまぐろの基本計画には大臣管理漁業、都道府県に分けて記載をしていることもございますので、まずはその範囲で融通を行うということでございます。都道府県間、また大臣漁業の種類間で合意が調うのであれば随時やっていただくということでございます。

また、大臣管理漁業と都道府県との間の融通につきましては、都道府県からの要請に応じまして水産庁が仲介させていただくということでございます。

これにつきましては具体的にスライド番号28に記載してございます。融通を円滑に進めるために、水産庁としましては年に3回都道府県に対して融通の要望調査を行うことを考えてございます。要望調査の結果につきまして融通に参加する都道府県に情報提供する。都道府県は情報に基づき他の都道府県と協議を個別に行うことを基本といたします。この段階で下の絵の④でございませけれども、都道府県同士で話がまとまった場合には、県計画の変更申請をしていただいて、水産庁の方に申請していただく。水産庁の方では融通内容の公表を行うこととなります。

また、その大臣管理漁業と都道府県との融通につきましては、都道府県間の協議が整わない都道府県から要請があった場合に、その都道府県と大臣管理漁業との間の融通の協議を水産庁が仲介して行うということでございます。下の絵で協議がまとまらない場合、水産庁の仲介で大臣管理漁業と協議を行うということでございます。

また、スライド番号26の5で述べました融通した側が配分量を超過した場合の救済措置ということで、スライド番号29に記してございます。他の都道府県へ融通したことによりまして配分量が減少した都道府県が突発的な来遊によって配分量を超過したとき、国の留保から補てんするということを検討してございます。下の絵にありますように、A県が他県に融通した後にくろまぐろの来遊が突発的にあった場合、国の留保からA県に留保を活用することによってA県の配分量が一時的に戻るわけですがけれども、翌管理期間に他県からその分戻ってきたものについてはA県から国の留保に戻していただくということを考えてございます。

以上が融通の説明でございますが、皆様からご意見をいただければと考えてございます。

また、次のスライド番号30でございますけれども、WCPFCで決まりました繰越しルールの方策についてでございます。昨年12月のWCPFCでの結果、未利用分については漁獲上限の5%を上限に繰り越すことができるようになりました。これを受けまして、国内ルールを整備するという事で、資源管理法に基づく基本計画を変更することとしてございます。

具体的には、国全体としまして、我が国の漁獲上限の5%繰越し可としますが、都道府県ですとか大臣管理漁業の種類ごとの配分量につきましても5%までは繰り越すことが可能という規定を設ける方向でございます。

具体的には、当初配分が200トンの場合、A県の場合は200トンの5%の10トン以上を取り残した場合でございますけれども、翌期への繰越しは上限の5%までということで10トンになります。B県の場合は、10トン未満の繰越しになりますけど、その場合は10トン未満の数量をその分だけ繰り越す。C県の場合は、消化率が100%ということで、この場合は繰越しなしということになります。

ここで資料2に戻っていただきたいと思っております。以上、説明させていただきました変更点につきまして基本計画の方にまとめているわけでございますけれども、その概要について、資料2の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の一部改正についてまとめてございます。

2の主な改正点でございますけれども、1つ目は、WCPFCで決定された資源管理措置に伴う改正ということで変更してございます。昨年12月に開催されましたWCPFCの年次会合におきまして、その年の漁獲枠の未利用分、上限を5%としますが、翌年に繰越可能という管理措置が決定された。これにつきまして記載するとともに、国内ルールとして指定漁業の種類別、都道府県別の配分量の5%を上限に繰り越すことができるという規定を新たに加えてございます。

2点目でございます。留保に関する手続きの改正ということでございます。前回の92回の資源管理分科会でご説明させていただきました資源評価に用いるデータ収集への配慮のための追加配分ですとか、また先ほど説明しました融通等の新たな資源管理措置を行うに当たって、必要な場合に速やかに留保を活用することができるような規定を設けてございます。

また3点目でございますけれども、公表等により、配分量の変更等について公表がなされた場合には変更を反映した配分量とする。この場合は水政審に報告するという事

で、手続きをスムーズ化するという規定を設けさせていただいてございます。

また、その他表現上の修正について文言の修正をさせていただきます。

説明は以上となりますが、本件につきましては現在行政手続法に基づきますパブリックコメントを実施してございます。その結果を受けまして、概要に大きな変更があった場合は資源管理分科会に再度諮問することとしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しましてご意見ご質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。大森委員。

○大森委員 2点お願いしたいと思ひます。

まず、繰越しルールの件の確認ですが、資料の10の30ですね。先ほど第4管理期間のご報告があったわけですがけれども、この繰越しルールが今年から適用できたのに非常に残念だなという思ひが1つございます。

その上で、融通と繰越しの関係ですがけれども。ある県で他の県に融通をしたと申して、繰越しルールを策定する場合は、融通前の数量をベースに5%の繰越しが可能という考え方でよろしいかどうかというのが1つです。

それから、融通の関係であります。我々沿岸ベースでいきますと、スライド番号の27、28にあるように、知事管理と大臣管理、ここの部分についての融通のニーズというのがあるわけでございます。28の手続きの中で、都道府県間の調整が整わない都道府県から要請があった場合に、大臣管理漁業との調整・融通の協議を水産庁が仲介して行くということですがけれども。まぐろの獲れる状況というのやはり相当ばらつきがある。第5管理期間もまた何が起こるか非常に不透明な中でございます。例えば知事管理の部分で、本当に全体的にアップアップになってしまつて都道府県間の協議が整う整わないとかという以前の問題というようなことになったときに、水産庁が大臣管理の枠が何とかあるというような場合の仲介を行つていただくということを、これはお願いをしたいと思ひます。

この2点でございます。

○山川分科会長 岩本資源管理推進室長、よろしくお願ひします。

○資源管理推進室長 まず1点目でございますけれども、融通する5%のもとになるものはどれなのかということでもありますけれども、現時点で考えてございますのは、融通

前の数量と考えてございます。融通した側が融通したせいで次の管理期間にまた繰り越す量が少なくなるというような状況も想定されます。そうなるとう融通を活性化させる1つの妨げになるのではないかと考えてございますので、現状では融通前の数量をベースに繰越しを行うということで検討してございます。

また、2点目でございますけれども、そもそも沿岸、知事管理漁業の方で枠がない、かなり消化が進んで知事管理の間ではなかなか融通ができない状況も今後あり得ると考えてございます。現状では獲れるところと獲れないところというのは出てくるかと思えますので、まずは都道府県間で調整をしていただくということが基本になるかと思えます。それで調整が調わない場合、水産庁が仲介して大臣管理漁業との調整をしていくということになると考えてございます。

この融通ルールについては、きょうの資源管理分科会の委員の皆様のご意見を聞いた上で策定しようと思っておりますので、委員の皆様のご意見も参考にしながら検討を進めたいと思えます。

○大森委員 ぜひよろしく願いいたします。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。東村委員。

○東村委員 東村でございます。繰越しのルールについての質問、確認と融通に関するもの、もう一つは枠そのものについての3点お願いいたします。

まず第1点目の融通ですけれども、この5%の融通が認められたというその目的といえますか意図というのは、資源がややふえているように見られる中で、より柔軟な管理措置を講じるという理解でよろしいでしょうかということです。

以上が繰越しのルールについての確認事項です。

次に、融通の具体的な手続きというふうに書かれましたスライド番号28の一番上のところに、融通を円滑に進めるため、水産庁は年に3回の3回なんですけれども、2月、9月、翌1月という書かれ方されていますが、大臣管理が1月から12月、知事管理が4月から3月ですね。となると、なぜこの翌1月が後ろにきてるのかちょっとその意図がわかりにくくて、漁期がどこかで切れるなら翌1月でわかるんですけれども。ごめんなさい、カレンダーどおり考えると、1月、2月、9月に行われるとなると何か1月と2月の頻度がとても高く、9月に、9月は何となくわかるんですけど、真ん中ら辺というので。なぜこの書きっぷりになっているのか、及びなぜこの月にされたのかという、ちょっとその意図をご説明いただきたいということです。

3点目が、今大森委員がおっしゃった当初の枠は融通する前の枠を考えるとということでしたが、この第5管理期間の都道府県別の配分量、スライド番号24番を拝見しても、やはりもともとかなり幅が、たくさんの枠を持っているところもあれば、本当に桁が2桁ぐらい違うところもあって、現状全体の枠が決まっている中で、これは第4管理期間の考え方を踏襲しているんだと理解してはいますが、やはりいつもいつももらう側といつもいつもあげる側というのが出てくると、何となく現実に見合っていないものになってくると思います。

例えば今TACの管理魚種なんかは過去3年の漁獲量に基づいて次の配分のやり方を決めたりというのはされていると思うので、将来的にはこのそもそもの配分を少し柔軟にするようなお考えがあるのか。これはもう増枠があってからの話かと思えますけれども、やはり譲渡、金銭を発生させなくても何かいつもあげてくれる側になったりもらっている側になるというのは力関係というわけではないですけれども、損な感じをしたり得をしたりという、続くのは余りよろしくないかなというふうに考えております。

以上です。

○山川分科会長 岩本資源管理推進室長、よろしくお願いします。

○資源管理推進室長 3点いただいた順番にお答えさせていただきます。

まず、5%の繰越の考え方というところでございますけれども、くろまぐろの資源管理進めてまいりまして、資源管理に対する理解が漁業者の方にも浸透してきたと考えてございます。資源管理法に基づく管理も進めている中で、我が国に配分されている枠というものを漁業種別または都道府県別に配分すると、やはり100%消化というのが難しい面もございます。先ほどからも説明しているように、都道府県ごとに来遊のばらつきもあることも踏まえて、現状配分されている枠をさらに有効に使うという観点から、この繰越しの仕組みを日本側としても提案したというところでございます。

2点目の2月、9月、1月の設定というところでございますけれども、まず、一番関心のあった翌1月というところでございますけれども、管理期間が大臣管理と知事管理で異なっているというところでございます。大臣管理が12月の時点で終了するというところで、その状況も踏まえた翌1月というのがまずあります。2月については、新しい知事管理の期間が始まる前に管理期間の前半の部分で融通できる可能性もありますので、それを踏まえて2月に設定してございます。知事管理の例えば4月から6月に漁期があるケースがありますけれども、そういったところに融通できるかできないか、漁期が始

まってからでは遅くなりますので、そのために前もって2月ということを設定してございます。9月は委員ご指摘のとおり、夏場の操業が終わってということで中間的なところをご提示しています。

最後に、現状の配分の基準というルールです。これはくろまぐろ部会でもご審議いただいた結果に基づいて配分しているわけでございます。当面はこのくろまぐろ部会での配分ルールに従って決定していくことになると思うのですけれども、やはり管理を進めていくと、当然ながら消化の多い県、また消化の少ない県といった現実がだんだん見えてくると思いますので、そこは委員ご指摘のように、そういった事情も踏まえて配分ルールは固定するのではなくて、改善していくということを念頭に置きながら今後も検討していきたいと思っております。

○東村委員 ありがとうございます。ちょっとすみません、またちょっと混乱しているので、1点だけもう一度確認させていただきますが。2月にこの融通の要望調査を行うということでは、今漁期、来漁期の融通が想定しやすいという考え方でよろしいですか。間違ってますか。すみません。

○資源管理推進室長 漁期当初というのは恐らく各都道府県も今後どんな来遊があるかわからないということで、なかなかある県が独自でカウンターパートとなる県を探すというのは難しいかと思っております。それで、そこを水産庁の方で各都道府県に対して知事管理期間の始まる4月から前半の6月にかけて融通できるところをまず聴取して、その情報について融通を必要とする都道府県にフィードバックさせるという趣旨で2月というものを設定させていただいています。2月に始めて、聴取したとりまとめ結果をフィードバックするので、それなりの期間は必要と思っております。また情報を得た都道府県が4月の管理期間に向けて検討して調整する期間、そういったことも含めて2月ということをご提案させていただいております。

○東村委員 はい、わかりました。すみません。丁寧にどうもありがとうございます。理解できると思っております。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。田中委員。

○田中委員 質問というか、コメントなんですけど。資料10の9ページ目、スライドの17、それから、10ページの18見ると、小型魚の達成率が低いですね。これ卓越の影響がなくなったからだとすると、第5管理期間も達成できないという可能性があって、このままいくとまた達成率が下がって、実績配分といってる国際交渉で不利になるんじゃない

ないかと。何か作戦考えた方がいいんじゃないかというコメントなんですけど。

○山川分科会長 これに関して何か加入量の情報とかありましたらよろしく願います。

○資源管理推進室長 くろまぐろの加入状況についてでございますけれども、資料の方にデータがございます、スライド番号42をお開き願います。そこにお示しておりますとおり、2018年の南西諸島海域生まれの加入量については、2017年よりも下回る、その調査を始めた2011年以降では高水準である可能性が高いという結果が出てございます。また、2018年の日本海生まれの加入量についても、これまでの調査結果の中で高水準である可能性が高いということを昨年12月に公表させていただいております。

○田中委員 ありがとうございます。そうすると、まだまだ高い加入が続く見込みだというのに何でこんなに消化率が低いのか、半分ですよ。しかもまき網なんか能動的に獲れるわけです。定置が獲れないというのは確かに来遊の変動で獲れないということは大いにあり得るんですが、カバレッジが大きいものまで獲れないのがまたちょっと不思議なんですけど、なぜでしょうか。

○山川分科会長 よろしく願います。

○資源管理推進室長 混獲用として残していた小型魚の枠を最終的に12月に近づくにつれて来遊が少なく消化できなかったということに関係者の方々からは聞いてる状況でございます。理由といたしまして、当方今把握しているのはそういったことでございます。

○田中委員 ありがとうございます。そうすると、偶発的な理由で枠が残ってしまったという理解でよろしいですか。でも、いずれにしてもこのままだと大分減っちゃいますよね。何かやっぱり考えた方がいいような気がしますけど。

はい、以上でございます。

○山川分科会長 では、中管理課長から一言願います。

○管理課長 おっしゃるとおり、来遊のアンバランスみたいなところもあって、そういった中で我々第3管理期間の反省みたいなものもあって、やはり厳格な管理をしておりました。そういった皆さんにそういう厳格な管理をしなきゃならないというふうな思いが伝わって、そういった中でやっぱりこういう厳格な数量管理自体に余り慣れてないという部分もあって、効率的な予想がちょっと外れちゃうとこういうふうな形でちょっと枠を余らせてしまうという事態がさまざまところで生じてしまったというところがあります。そういう面で我々自身も漁業者の皆さんも枠をいかに有効に活用するのかとい

うところを、今回の融通もそうですけれども、そういう制度面も含め、皆さんのどうやってそういう予測をしながら枠をいかに消化していくのかという部分も含めて、これからやはりそういう精度を上げていって、より効率的に枠を消化していくというふうな形に持っていければなというふうに考えているところでございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。来遊の不確実性というようなことで、来遊が好調だったり、あるいは思っていたほど来なかったりとかいろいろあるわけで、そういう中で融通制度が今後有効に機能してくると、そういったものもかなり緩和されていくのかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

他にございますでしょうか。嘉山委員。

○嘉山委員 融通の基本原則のところなんですけれども、小型魚と大型魚の交換というのは、県の中での交換なのか、他の県とも交換ができるのか。そもそも小型魚と大型魚を分けたのに交換してしまったりするのはどうなのかなと思って。まあ5%に過ぎないですけれども、融通5%であっても交換。繰越しの5%、そもそも分けておいたのにまたここで交換してしまうのはどうなのかなと。

○資源管理推進室長 小型魚と大型魚の交換で、国全体としては大型魚と小型魚の数量は変わらず、ある県の小型魚が減って、その分が別の県につく。別の県の大型魚が小型魚を出したところに行くということで、国全体としての小型魚と大型魚の比率は変えないということでこの融通の仕組みを運用していきたいと考えてございます。

○嘉山委員 わかりました。また後でいろいろと話を聞きたいと思います。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。大森委員。

○大森委員 すみません、さっき確認をしなければいけなかったのですがもう一つだけ。融通の関係で、スライド番号26で、融通を行うもの同士の合意を前提とした等量、それから不等量、譲渡、この等量の部分は今回第4管理期間もやったわけなんであれなんですけど、この不等量交換と譲渡のした場合のその後の考え方というか、その辺で何かお考えがあるのかどうか確認をさせていただきますでしょうか。

○山川分科会長 岩本資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 交換した後の話ということでございますけれども、基本となる各都道府県のベースというのは今配分されている量でございますので、あくまでも配分ルールを変えない限りはその現状の各都道府県の配分量がベースとなるというふうに考えてございます。



○大森委員 不等量で、要は多く与えた方、それから全く一方通行でやった場合でも、その第5管理期間の中でそういう理解のもとにやったという位置づけで。当然翌期の枠についてはもとに戻るわけだということによろしいんですね。

○資源管理推進室長 くろまぐろの来遊の状況、年によって変動することもあるわけですので、そのときに融通が成立した県についてはその時点での約束ということをございまして、また翌期管理期間以降については再度検討することになると思います。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

では、特に他にご発言がなければ、諮問第308号については原案のとおり承認していただいたというよろしいでしょうか。

はい。では、諮問第308号に関しましては、ただいまご承認をいただいたということにさせていただきます。

本件につきましては、現在行政手続法に基づくパブリックコメントを行っているということです。パブリックコメントを踏まえて内容を大きく変更することとなった場合は、再度委員のご意見を聞いていただくことといたします。

なお、答申に当たりまして、事務手続上の部分的な修正、文言の訂正等につきましては私にご一任いただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

はい。では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それから、諮問に関しましては基本計画の変更ということですが、融通ルールに関しましても本日いろいろご意見をいただきました。融通ルールにつきましては本日の意見を踏まえて策定していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では、続きまして、諮問第309号、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等についてですが、ご検討いただく内容は、2019年漁期、来漁期のスケトウダラのTAC設定及び配分と、それからスルメイカのTAC設定及び配分についてです。

まず、スケトウダラのTAC設定及び配分について、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資料3-1をお願いいたします。諮問文、読み上げさせていただきます。

平成31年3月7日

水産政策審議会

会長 山川卓殿

農林水産大臣 吉川 貴盛

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本  
計画の検討等について（諮問第309号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成30年12月12日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

資料3-1の別紙が基本計画でございまして、変更案について新旧対照表でお示しを  
してございます。主な内容につきましては、資料3-2、3-3、3-4、3-5で  
説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、2019年漁期のスケトウダラのTAC案及び配分案の説明に移らせていた  
だきます。

最初に、その資源評価結果につきまして、漁場試験課から説明をお願いいたします。

○漁場資源課長 漁場資源課長の高瀬です。よろしくをお願いいたします。

資料3-2に沿ってスケトウダラの資源評価結果についてご説明をいたします。

まず、一番上のページの下図がありますけれども、ここで全体的な生物学的特性に  
ついてご説明をいたします。日本周辺でスケトウダラを4つの集団に分けて資源評価を  
行っております。日本海北部系群、太平洋系群、オホーツク海南部、それから根室海峡  
です。スケトウダラの寿命が10歳以上ありまして、おおむね3歳程度から成熟を開始し  
ます。産卵期は冬から春にかけてであります。食性はオキアミ類などの小型甲殻類や魚

類、いかなどであります。

続きまして、日本海北部系群の資源評価結果からご説明をいたします。ページをめくっていただきまして、このページ、ページ数入ってないんですけども、右下に全部他はページ数入っておりますので、このページ数をお示ししながら説明いたします。

下の方の分布回遊の図を見ていただきますと、日本海北部は分布の範囲でありまして、2歳ぐらいで漁獲資源に加入をし、沿岸漁業では積丹半島以南で産卵親魚を漁獲、それから沖底では石狩湾以北で未成魚や成魚を漁獲をしております。産卵場は岩内湾あるいは乙部沖であります。

次の5ページ、6ページを見ていただきますと、まず漁獲の動向ですけれども、漁獲の動向、1993年ぐらいから減少傾向にあります。2015年以降はT A C数量の削減にあわせて操業調整が行われておりまして、これが漁獲量が少ない主な要因と考えております。

それから、資源の動向、次の6ページですけれども、資源量ですね、徐々に減少しております。漁獲割合も減少しておりまして、2014年以降10%未満で推移をしているところであります。

その次の、これ同じ資源の動向を示すものとして、親魚量と再生産成功率を示しております。これを見ていただきますと、親魚量は1996年ごろから減少しておりまして、2008年にはピーク時の1割程度となっております。2017年の親魚量は5万8,000トン程度であります。Blimitとして、1989年以降の再生産関係の中で加入量水準が大幅に低下する直前の親魚量水準ということで、2000年の15.5万トンというものを設定しておりますが、このBlimitを大きく下回っている状況であります。再生産成功率も1989年以降おおむね低い値で推移をしているところですが、2006年、2012年、2015年が高い値となっております。

これらを踏まえた2019年漁期のA B Cですけれども、9ページを見ていただきますと、ここにA B C表を載せておりますけれども、まず、再生産に好適な環境のときにより良好な加入が得られるように親魚量を十分増大させることが資源を回復させる上で重要だと考えられます。ここには10年、20年、30年かけて親魚量をBリミットに回復させるシナリオを示しております。2017年の親魚量に対して2017年管理基準であったT A C数量6,300トンを漁獲した場合に相当する漁獲割合となる漁獲圧のシナリオについてここで検討しております。

続きまして、太平洋系群の説明に移ります。これも11ページに生物学的特性を記述しておりますけれども、太平洋系群は産卵期が12月、3月の間でありまして、襟裳岬より西側が主な産卵場となっております。この海域で生まれた後に、幼魚は道東水域で生育すると考えられてきましたが、近年はさらに東の北方四島まで移動して、そこを主な生育場に行っていると想定されております。現在北方四島周辺での日本漁船の漁獲はありません。資源全体の状況をおさえた調査データというものもないという状況であります。このため、各年の年級群の強さであるとか、何年生まれの魚がどれぐらいいるといった情報を早期に正確に把握するということが簡単ではないということできざまな情報を収集して総合的に判断するということが必要な状況です。

それから、12ページの漁獲の動向ですが、2000年以降は横ばいで推移をしておりますが、近年3年間は減少傾向にあります。

次の資源の動向でありますけれども、まず、資源量と漁獲割合を見ていただきますと、2012年漁期以降親魚量は資源量として減少してございましたが、2015年漁期以降は横ばいに傾向にあるということで、資源水準としては中位と判断をされます。また、資源動向横ばいと判断をしております。

それから、親魚量と加入尾数の関係ですけれども、2017年漁期の親魚量31万トンということで、高い豊度の年級群の発生が期待できる親魚量、これ15.1万トンと考えておりますがこれを上回ってございました。ただ、棒グラフで示した加入量とかそれと類似した変動パターンを示す再生産成功率、赤の折れ線ですけれども、これは近年10年間の加入状況が悪いということを示してございまして、資源の増大に寄与する卓越年級群が近年10年間は観察されていないということに注意が必要であろうと思っております。

これらを踏まえて2019年のABCとして16ページですね、Blimitを上回ってございますので、親魚量Blimit以上の適切な水準に維持するということを管理目標として、現在の漁獲圧を維持するF、それから親魚量を中長期的に維持するFというものを検討しました。

続きまして、オホーツク海南部であります。18ページを見ていただきますと、ロシアとのまたがり資源でありまして、日本水域は分布の南の端の方にあります。現在は日本水域ではほとんど再生産はしていないという状況です。

漁獲の推移ですけれども、19ページですね、2012年漁期以降穏やかに減少してございまして、2017年漁期は1万5,000トンであります。また、資源の水準ですね、これは資源

水準をオッタートロールの資源量指標値の過去の推移から判断をして、高位と中位の境界値を350、中位と低位の境界値を60と定義をして、2017年低位と判断をしております。あとは動向はかけまわしのスケトウダラねらい創業C P U Eの過去5年間の推移から減少と判断をしております。

それから、次の資源の動向ですけれども、これは調査船調査による現存量が2013年から2017年にかけて横ばいの傾向でありましたけれども、2018年には増加をしております。また、ロシア水域のT A C、ここには書いてありませんけれども、2006年から2014年に増加した後、2018年も高い水準にあるという情報を得ております。

これらを踏まえて、2019年のA B Cとして23ページになりますけれども、先ほど言いましたようにまたがり資源ということもありましてA B Cの算定は行っておりません。参考値として、ここにある算定漁獲量というものを掲示をしているところです。資源の状態にあわせて漁獲を継続するということによる過度の漁獲圧をかけないというような管理をするということが妥当であると考えております。

それから、根室海峡です。25ページを見ていただきますと、これは産卵のために根室海峡に冬季に来遊する群れが漁獲の主体でありまして、日本とロシアの両国によって漁獲をされております。これもまたがり資源ということもありまして、漁獲期や分布・回遊に関する情報が少ないという現状にあります。

漁獲の動向ですが、26ページを見ていただきますと、1990年代に急激に減少してありまして、その後は低い水準で推移をしております。

資源の動向ですけれども、27ページですね、これは漁獲努力量を示したものですけれども。スケトウダラ刺網の漁獲努力量が大きいということで、2002年漁期から複数の経営体がグループをつくりまして、代表の一隻が操業するブロック操業というものが導入されているところですが、2002年漁期まで大きく努力量減少をしているんですけれども、その後はほぼ横ばいといった状況であります。

それから、28ページですけれども、これはやはりスケトウダラの刺網のC P U Eですけれども、長期的に漁獲の主体となっていることから、スケトウダラ刺網のC P U Eを指標値として水準動向を判断をしております、資源の水準は低位、資源の動向を減少と判断しました。これらを踏まえて、30ページですけれども、これもロシア側の詳細な操業実態が不明であるということ、それから生態的に不明な点も多いということで、A B Cの算定というものは行っておりません。ここに参考漁獲量というものを提示をして

おります。

説明は以上でございます。

○資源管理推進室長 続きますして、スケトウダラのT A C案の説明に入ります。資料3-3でございます。

右側の備考の欄のところに、2019年T A C設定の考え方を記載してございます。まず、日本海北部系群でございますが、別紙に2019年漁期T A C設定について（すけとうだら）をご覧いただきたいと思います。ここに日本海北部系群のT A C設定についての考え方をまとめさせていただいてございます。

まず1点目でございますけれども、昨年12月に公布されました改正漁業法におきまして、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させるために資源を早期に適切な状態に回復させて、漁獲の増大を目指す。そのために資源管理基本方針を定めるとなっております。

この資源管理基本方針につきましては、管理の目標としまして、資源評価が行われた水産資源ごとに2つの目標値を定めることになってございます。1つは、その目標管理基準値というものでございまして、MSY、現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量、これを達成できる資源の水準の値。もう一つが、限界管理基準値と申しまして、これを下回った場合には計画的に目標管理基準値への回復に取り組む資源水準の値ということで、乱獲を防ぐための基準値ということにもなっております。この2つの目標を定めるということになってございます。

さらに、この改正漁業法におきましては、資源水準の値が限界管理基準値を下回っている場合には、早急に目標管理基準値まで回復させるという資源再建計画を策定するということになってございます。

その後ろにあります色刷りの別添というものをご覧いただきたいと思います。先ほど漁場資源課長から資源状況についてご説明があったところでございますけれども、2017年の親魚量というのは5.8万トンということでございます。下にグラフを掲載してございますけれども、この5.8万トンはBlimit、安定してその幼魚の発生が見込まれる最低限の親魚量の水準、この15.5万トンのわずか37%ということで、大きく下回っている状況にございます。また、欧米では禁漁を要求されている水準ということで、Bbanという3万トンというものが禁漁の水準に近いような状況になっているということがこの図からもわかるかと思っております。

このような状況の中で、現状の資源管理を継続した場合、親魚量がそのBlimitまで回復する確率、10年以内に回復する確率というものが38%になるということが示されてございます。言い換えますと、達成しない確率の方が大きいのではないかと考えてございます。こういったことを受けまして、このスケトウダラ日本海北部系群の資源を早急に回復させるためには、思い切った措置が必要であり、また、その資源は現状その下のグラフにありますとおり、増加傾向にあります。この増加分を獲ってしまうのではなくて、資源の回復に回すべき時期にきていると考えているところでございます。

そういったことから、先ほどのペーパーに戻っていただきまして、4のところでございますけれども、新しい改正漁業法に基づくスケトウダラ日本海北部系群の管理基準の候補につきましては現在計算中ということでございますが、資源再建計画の策定が求められるレベルまで資源が悪化しているということは確実ということでございます。したがって、資源管理基本方針、また資源再建計画の策定というものが喫緊の課題になっているということでございまして、来年度から早急に策定に向けた取組を開始すべきだと考えてございます。

こういった資源状況にかんがみれば、スケトウダラ日本海北部系群の資源再建計画におきましては内容的にかなり厳しい措置が避けられないと考えてございます。再建計画の過程の中では、減船ですとか休漁といったものが必要となる場合も考えられますので、そういったことに対応できるような支援する予算も現在計上しているところでございます。

このため、来年度につきましては改正漁業法に基づく資源管理基本方針、また資源再建計画の策定の前ではございますけれども、これまでの考え方に基づくTAC設定では資源回復の遅れ、遅れのしわ寄せを将来の漁業者が負担することになること。仮に来漁期のTACを増やした場合、2020年漁期については資源再建計画の実施によってTACの削減が現場に大きな混乱をもたらすのではないかとことから、望ましくないと考えてございます。

以上の点から、2019年漁期のTACは前年漁期と同様の6,300トンにしたいと考えているところでございます。

続きまして、オホーツク海南部、根室海峡について、資料3-3の1ページ目に戻っていただきたいと思っております。この2つにつきましては、主たる生息域が外国水域にある資源となりますので、我が国水域への来遊状況に年変動あることを考慮しまして、来遊

状況が良好な場合に対応できる数量ということで、近年の最大の漁獲量をベースにT A Cを設定するというところでございます。それぞれ5.3万トン、2.0万トンということで考えてございます。

4つ目の太平洋系群についてでございますが、別紙の方をご覧いただきたいと思えます。太平洋系群につきましては、親魚の資源がBlimitを上回ってる状況にはあるわけでございますけれども、親魚量に対して加入量が少ないということ、また近年卓越年級群が発生していないこと、こういうことに留意しまして、2019年漁期のT A Cは前年同期と同様の17万3,000トンとすることをご提案したいと思えます。

続いて、配分についてご説明したいと思えます。最後のページをお開き願いたいと思えます。これにつきましては、T A Cの配分ルールに従いまして、大臣管理分、知事管理分の数量を表で示してございます。本件につきましては現在行政手続法に基づくパブリックコメントを実施してございます。その結果を受けまして、また内容に大きな変更があった場合には資源管理分科会に再度諮問したいと考えております。

説明の方は以上となります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、質問コメント等ありましたらよろしくお願ひします。  
柳川委員。

○柳川特別委員 機船の柳川です。

札幌のスケソウの日本海、太平洋、きょう発表あったんですけど、札幌の意見交換会でもしゃべらせてもらったんですけど、日本海のスケソウについて、先ほど資源評価のところでも出てましたけれども、近年の漁獲割合を見てもらうと、本当に3%、4%のレベルで動いていて、これを今漁業者がずっと3年間努力した結果この漁獲割合になって、またこれ以上に、皆さんはT A Cがふえるという前提で現場の皆さんは努力をずっとしてきたということがあって、常に増える増えると言いながら今まで3年間一緒だったというのがあって。その漁業者の努力が、これから新しい管理方針が出るという、漁業法が変わって出るんですけども、本当に皆さんの意見を聞きながらやるというご説明が最近されてますけれども、日本海のスケソウに関して言えば、多分北海道の漁業現場の皆さんは全然理解をしてません。そういう中で、この間札幌でも説明会ありましたけれども、こういう説明があって、6,300トンにしてくださいということで、実際は納得はしてないと思えます。



実際にこのさっきの3-3見てもらうと、ABCは1万トンを超えてるわけですよ。1万トンとは、要は従来のシナリオであれば1万トンだった、これから厳しいTAC管理にするから、お前らもっと我慢しろというようにしか聞こえないんですね。研究者に言わせても資源は増えてる、現場でも増えてる。今北海道の沖底船もTACが満杯になってますから、スケソウのいる場所に行けないというのがあって、そこにはタラとかいるんですけども、その場所にも行けないという状況になっています。他の魚種にも影響が出てくるというような中で、スケソウの場所に行けないぐらいに我慢してるという現状を理解していただいて。本当にもう6,300トンで本当に漁業者の努力が認められないような資源管理、資源管理を一生懸命やって、なおかつ押さえつけるのかというところが非常にちょっと腹立たしいんですけれども。そこを本当に十二分に理解してもらって、今後またより厳しくするというふうに書いてますけど、じゃあその数字を示せといってもまだ出てこないわけですよ。計算上はいくらでもできると思うんです、厳しく厳しくというのは。ただ、漁業現場が納得しない資源管理なんかできないわけですよ。だから、そこを十二分に説明を、詳細な、細かい説明というか丁寧な説明を本当にしてもらって。ここに書いてありますけれども、休漁、減船しちゃうと船はもう帰ってこないんですね。資源が増えたときにはその人は魚は獲れないんですよ。でもやめろと言うのかということになるわけですよ。金で済む問題なのかということも、今非常に問題です。極端な話、やめるんだから獲っちゃえというような人が出たらまた大騒ぎになるんで、そんなことはさせられないんですけれども。ただ、そんな現状をつくってほしくないんですね。というのがあって、この6,300トン、私自身は納得してないんですけれども、ここまでやったんであれですけれども。

また、太平洋についてもABCは増えてるんですね。なおかつ、それなのに5,000トンですけれども、増えてるのに、今までのシナリオだと増えた分は必ずTACになってきたんですね。太平洋も我慢しろということなのか、スケソウに関しては非常に今までもシナリオを無視というわけじゃないですけれども、無視したTAC設定がされてて、だからちょっとおかしいんじゃないかというところのコメントなんですけれども。

○山川分科会長 岩本資源管理推進室長、よろしくお願いします。

○資源管理推進室長 日本海北部系部につきましては、きょうに至るまで札幌でも関係者との会議を開いています。秋から続けて数回議論をさせていただいてございます。最初やはり厳しい意見があったわけでございますけれども、水産庁の方からも、日本海の

スケトウダラの資源状況、これまで資源管理やっていた状況ではありますが、まだかなり資源状態がよくない。Blimitを下回ってる中で禁漁の域に近いような状態であるということで、ここについて私も現場を訪問させていただいて、漁業者の方々のご意見もいただきました。自分たちの認識も過去に比べて減ってるということで水産庁から提示した資料と大きく異なってるわけではないということでした。柳川委員のご指摘にあったように、今資源管理の効果も出て、ゆっくりと回復基調にあります。今後水産庁として改正漁業法を実施していく中で、このスケトウダラ日本海北部系群について、安定した幼魚の発生が見込まれる最低限の親魚水準のわずか37%であることを踏まえて、早急に再建に向けた取組を開始したいということを札幌の会議でもご説明しましたし、浜に出向いた際にもご説明させていただいてございます。ですので、現場の漁業者が全く理解していないというご意見ございましたけれども、我々も丁寧に説明をするということに努めてまいりまして、漁業者の皆さんからは、自分たちはすぐ漁業をやめるのではなくて、10年先、いやいや20年、30年先、厳しい北海道の日本海側というところで生活していく上では資源が大事だというお話もいただきました。そういった声の中でも、ある漁業者さんは資源が悪いなら悪いということをはっきり言ってくれ、その上で例えばさらに資源管理措置を厳しくしなければいけないというのであれば、それをしっかり示してもらえば我々も協力できるところは協力できるというお言葉をいただいて、きょうのTACの数量の考え方を説明させていただいたわけでございます。やはり今後も資源あつての漁業だと思いますので、そういったことも踏まえて来期については前年同の6,300トンをご提案させていただいているところでございます。

また、太平洋系群についてでございますけれども、現状としましては今後のことも踏まえますと、この時点でTACを増やしていいのかというところもあつて、17万3,000トンをご提案させていただきました。現場でも説明させていただきましたけれども、そんなに大きな不満はなく現地での説明会を終わったのかなと思ってございます。ただ、今後は資源状況が悪いということで、その他の条件で臨機応変な対応をしていただきたいという要望がございましたので、そちらについては水産庁としても何ができるかということをしっかり考えますということで一定のご理解をいただいていると理解をしております。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。ずっとスケトウダラの資源問題に懸念を持ち

ながら議論を伺っているところなんですけれども。次期2019年のT A C配分についてのご判断というところよりも、この先の作業工程の中で少し幾つか質問があります。

1つは、今後目標管理基準値と限界管理基準値というものを策定していったら、これにあわせて計画的に資源回復計画を、資源再建計画を入れていくということなんですけれども、恐らくこの計画的にとおっしゃっているところというのは、例えば今まではなかった10年間でそのレベルまで達するとか、15年でそこまでいくとかいうようなことを明確にされるものとして計画的にという表現が使われているのかということが1点です。ぜひそうしていただきたいというコメントも加えさせていただきますが。

もう一点は、ロシアの状況というのがかなり影響をしているかと思います。また、その中で情報不足な点も多いところで、同一のストック、資源をやはり管理しているという意味では、こういった目標管理基準値であったり限界管理基準値及び資源再建計画を立てるときには、均一の、または同じ同一のものがロシア側にも入っていないと、非常に本来先ほども柳川委員からありましたけれども、本来求めていた成果がしっかりうまく出てこないとか、やはり実際に資源回復に寄与した漁民の方であったり現場の方がさらにもっと苦勞しなくてはならないというような、そういった事態も招きかねないと思いますので、ぜひリソースを割いていただいて、このロシア側との交渉であったり、共同での管理基準値の策定及び資源再建計画の策定というところに力を入れていただければと思います。ありがとうございます。

○山川分科会長 岩本資源管理推進室長、よろしくをお願いします。

○資源管理推進室長 目標値を定めて今後管理を行っていくわけですので。再建計画をつくるに当たっても、目標管理基準値に近づけていくということで、関係者の方々に、定められた目標に向けてどういうふうにして持っていくか、持っていく方はさまざまな方法はあると思います。ゆっくりと回復させる方法、また急激に短期間で回復させる方法があると思います。そこを議論させていただきながら現場のご理解をいただき、こういうような形で将来に向けて回復させていきたいんだということを資源再建計画にまとめていくということだと思います。

また、2点目につきましては、我が国の国内でしっかりした管理をしているということを周辺国にもしっかり示していくということが我が国の資源の回復にもつながるといふふうに考えてございますので、そこは二国間の協議等々ございますので、そういった場でも今後対応していきたいと考えてございます。

○山川分科会長 山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。ぜひいろいろなシナリオを持って計算をされて資源再建計画を1つに定められていくのかと思うんですけども、その際には禁漁も含めたシナリオで計算をいただいて、そういったものを広く示していただいた上で、現場の方、または一般の目に触れる形で議論を推進していただけると大変透明性が高まるという意味ではありがたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 他にございますか。

○資源管理推進室長 先ほどの私の発言でございますが、またがり資源ということで、オホーツク海南部ですとか根室海峡の資源というイメージでご発言させていただいたということで、追加させていただきます。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

では、他にご発言等ないようでしたら、2019年漁期のスケトウダラのTAC設定及び配分につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

はい。では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、2019年漁期のスルメイカのTAC設定及び配分について、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○漁場資源課長 それでは、まずスルメイカの平成30年度の資源評価結果をご説明いたします。資料3-4をご覧ください。

まず、表紙の一番上のページの下の図を見ていただきたいと思います。スルメイカ2系群に分けておりますけれども、まず、スルメイカは秋、10月から12月ぐらいに主に日本海の西部から東シナ海の北部、それから12月から3月ごろには東シナ海の陸棚縁辺において連続して大きな産卵場が形成をされております。このうち秋に生まれるものというのは、その後対馬暖流によって日本海に運ばれ、それからおおむね日本海を1年かけてぐるっと回って成長成熟して産卵場に戻ってくる、それを漁獲対象としては5月から10月に日本海で漁獲するということになります。これを秋季発生系群と呼んでおります。

一方で、冬に東シナ海で生まれたものは産卵場がより南になっていくために、黒潮によって太平洋側に運ばれやすくなりまして、太平洋で成長をし、夏から冬にかけて太平洋で漁獲されるということになります。これらが南下するときには大部分は津軽海峡や

宗谷海峡を経て日本海に回って南下し、日本海では11月から2月に漁獲をされます。これを冬季発生系群というふうに呼んでおります。

それぞれ資源評価結果をご説明いたします。

次の3ページは今ご説明したことが書いてありますので、4ページの方の漁獲の動向ですけれども。秋季発生系群ですね、日本の他、韓国、中国、ロシア、それから北朝鮮でも漁獲をされております。この表には日本と韓国の漁獲量を載せておりますけれども、この他に中国の漁獲量というのが2004年以降増加傾向にあると考えられておりますけれども、正確な情報というものがありません。それから、北朝鮮の漁獲も不明であります。ロシアによる漁獲量は2016年ごろから増加していると思われれます。

それから、日本の旧中型イカ釣り漁船の1日1隻当たりの漁獲量であらわしたCPU Eというのをこの表に折れ線で載せておりますけれども、これは90年代に上昇して、2002年以降は減少の傾向にあります。

次の5ページ、6ページに資源の動向のグラフを載せておりますけれども。5ページの方ですね、これ資源量と漁獲割合を示したものです。資源量につきましては2015年以降減少しております、2018年は67万トンであります。この資源量の推移から水準としては中位、それから動向としては最近5年間の資源量の推移から減少と判断をしております。

次の6ページに親魚尾数と、それから再生産成功率を載せておりますけれども。この資源についてはBlimit、回復措置をとる親魚量の基準として15.1億尾を設定をしております、2018年漁期の予測親魚尾数というのが11.3億尾ということで、Blimitを下回っているという状況であります。再生産成功率は1990年代と比べまして、2000年以降低い値で推移をしているところです。

これらを踏まえまして、2019年のABCですけれども、8ページになりますけれども。2018年漁期後の親魚量がBlimitを下回るということで、親魚量をBlimitに回復させるということを管理目標として、5年後に親魚量がBlimitに回復することが期待できる漁獲係数、それから現状の親魚量を維持する漁獲係数など、それから漁獲圧を減じるような算定などもここで行っております。2019年の漁期のABCとして親魚を増大させるシナリオとして最大で4万9,000トンと算定をしているところです。

それから、冬季の発生系群ですけれども、11ページを見ていただきますと、漁獲の推移、漁獲の動向ですけれども、この資源も韓国、中国、ロシア、北朝鮮でも漁獲をされ

ております。この4カ国の漁獲量を集計対象としておりますけれども、日本海において中国、北朝鮮の漁獲量が不明であるというような状況があります。

次の12ページの資源の動向ですけれども、資源量と漁獲割合のグラフですが、2018年、資源量は15万3,000トンと推定しております、これは過去2番目に低い数字であります。これらから、資源の動向としては減少と判断をしているところです。

それから、次の13ページになりますけれども、これは親魚尾数と再生産成功率のグラフですけれども、これもBlimitとして回復措置をとる親魚量を基準として5.3億尾というものを設定しているところですけれども、2018年の予測親魚尾数は1.8億尾でありまして、Blimitを下回っている状況であります。

これを踏まえた2019年の尾数ですけれども、15ページですね、親魚量がBlimitを下回っているということで、Blimitに回復させるということを管理の目標としております。これを踏まえて漁獲圧について、5年後に親魚量がBlimitに回復するようなことが期待できるような漁獲係数、それから親魚量の維持をするような漁獲係数といったものを計算してここに記載をしておりますが、これらのシナリオ、親魚量の増大シナリオで最大1万8,000トンと算定をしているところです。

資源評価結果の説明は以上であります。

○資源管理推進室長 続きます、スルメイカのTACの説明に入ります。資料3-5をお願いいたします。

まず、下段の部分でございますけれども、資源評価結果についてでございます。系群ごとに評価期間から中期的管理方針に合致すると判断された漁獲のシナリオと、これに基づき算定されたABCが記載されてございます。これらの中で黄色ハイライト部分の数値、すなわち冬季発生系群については親魚量の増大、秋季発生系群についても親魚量の増大シナリオで算定されたABCのリミットを採用してございます。

上段右側のTAC設定の考え方、2019年のTAC設定の考え方のところをお願いいたします。冬季発生系群、また秋季発生系群とも、ABCの合計値と同数のものをTACとしたいと考えてございます。冬季発生系群については親魚量の増大シナリオで算定しましたABCのリミットの1万8,000トン、また秋季発生系群については親魚量の増大シナリオで算定したABCのリミットである4万9,000トン、この合計値の6万7,000トンを2019年漁期のTAC案としてご提案をさせていただきたいと思っております。

続いて、配分についてご説明をします。次のページをお願いします。TACの配分ル

ールに従いまして、大臣管理分、知事管理分の数量を表で示してございます。なお、本件につきましては現在行政手続法に基づきますパブリックコメントを実施しているところでございます。結果を受けまして内容に大きな変更があった場合には、資源管理分科会に再度諮問させていただきたいと思っております。

説明については以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご質問ご意見等ありましたらよろしく申し上げます。では、山下委員、よろしく申し上げます。

○山下特別委員 中型いか釣りの山下です。

いか釣り漁船はスルメイカの資源の減少などに加えて、3年連続で日本海の大和堆及び北朝鮮漁船によるヨウソソヨウの影響も加わって漁獲量が落ち込み、厳しい操業を強いられました。去年は、武蔵堆にもあがってきており、EEZの中水をかけて追い払えばロシア水域に逃げる、私たちは操業することができないと思っております。

さて、本日は平成31年翌期スルメイカTACが決定されることとなりますが、1年魚にあるスルメイカの資源は海洋環境の変化の影響を受け、変動が大きいです、ついては、このような変化に対応するため、所定の調査の充実を図るとともに、必要に応じ漁期途中におけるTACの見直しを機動的に行っていただきたい。

最後に、資料3-4、4ページの中国船トン数が不明、北朝鮮、不明になってますが、最終的には調べてほしいとも思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

三國委員からもご意見いただいてから水産庁の方にコメント等お願いできればと思いますので、よろしく申し上げます。

○三國特別委員 まず、三國です。

私たちが沿岸でこういう活動してるわけですけども、船は極端に沿岸よりほとんどいかの来遊がなかった、かなり厳しい状況であります。この資源量減ったのはいろいろな原因があると思っておりますけども、ここまで試験場いろいろな報告等聞いてれば、去年が9万7,000トン、ことしは6万7,000トンの案で、この資源が減ってるから資源保護するためにはこの6万7,000トンも仕方ないと思うんですけども、まず私たちの一本釣りしてるいかの漁業者はいかしか獲れないわけです。そういうわけですので、できれば今後

情報等も聞いてればここ何年かは資源増大する要素がないみたいなことを聞いてます。そういう中で、沿岸漁業者は本当に地先さ来たいかでなれば獲れないわけです、まだ沖合の漁業者はいろいろ範囲広く調査して獲れるんですけども、沿岸の漁業者は地先さ来遊してくる資源を対象とするのが基本であることから、やっぱり沿岸漁業者さ、ある程度TACの数量でも今後数量割り当てしてくると思いますけれども、そうでなくて沿岸さ来たのしか獲れない沿岸漁業者では、水産庁ともある程度配慮していただきたい。そこを私の要望ですので、ただ数字を当てはめるのじゃなくて、配慮をお願いしたいということです。

○山川分科会長 2名の委員の方々からご意見ご要望いただきましたけれども、水産庁、何かコメントございますでしょうか。

○漁場資源課長 まず、調査の充実をというご指摘がありました。そのとおりであります。ご指摘のとおり、1年魚で海洋環境の影響を大きく受けやすいという特性があるということも十分承知をしております。漁業による調査、それから調査船による調査ですね、それから漁業の操業情報を収集することによる調査、これまでもやってきていますけれども、来年度以降、充実させていきたいと考えております。それから、その海洋環境の影響を十分に資源評価に反映させたいということで、北太平洋全体の海洋環境の情報を効率よく収集して、それを資源評価にも反映させるというような取組を今年度から行っておりまして、まだ十分にそれが実際にできている状況ではありませんけれども、今後もそういう取組や検討を続けていきたいと思っております。

それから、外国の漁船の漁獲の動向ですけれども、これもなかなか情報をとるのが難しい面がありまして、ただ、相手の国の政府に情報を出してくださいといってるだけでも情報は集まってこないということもあります。これも例えば衛星を利用して衛星から見える漁船の光によって漁獲努力量が推定できないとか、そういういろんな先端技術なども活用してできるだけ正確に外国船の動向も収集をしたいということで、そういう取組も続けているところです。これも今後引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○資源管理推進室長 期中改定のお話ございましたけれども、基本的には今回定めるTACの範囲内で2019年は行っていただきたいというのが基本的な考え方でございます。その中で、他の魚種でもやってますように、TACを期中改定しないで操業の効率化を図る方法についても業界等々のご意見をいただきながら検討していくというような形に



なろうかと考えてございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

他にございますでしょうか。山下委員。

○山下特別委員 この前函館で中国の民間協定の会議があったんですけど、そこには中国船の大体の漁獲のトン数は出てました。ちょっと調べてほしいと思います。

○山川分科会長 ということでですので、よろしく願いいたします。

他にございますでしょうか。田中委員。

○田中委員 コメントなんですけど、これ資料3-4の2ページ目の下を見ると、不明と書いてあるんですけど、中国の2010年以降、20万トン前後と、これ日本と韓国のあわせた量よりずっと多いんだけど、これ同じ系群でやってたとしてこれ大丈夫なんですかね、資源評価として。

○漁場資源課長 この情報は中国の漁獲について触れている数少ない推定値だと思うんですね。この韓国の研究者の方が発表されたものなんですけど。ただ、これの信ぴょう性というのが全くわからないというのもありまして、これをそのままこの資源評価に反映させていいのかどうなのかというところもあって、もう少しこの情報だけではなくて、他に情報収集できていけば中国のわかっていくんだと思うんですけど、ちょっとこのままだと、今のままこれを鵜呑みにするのも難しいかなというふうに考えています。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。内田委員。

○内田委員 教えてもらいたいんですが。ロシアとか、あるいは韓国、中国、国をまたがって1つのストックを管理するときのそのABCの算定の仕方とか、それから、TACの定め方というのは基本的には国内で活用している資源の量であるとか資源水準であるとか、その動向であるとか、それをもとに計算されているという理解でよろしいでしょうか。内水面の魚ではうなぎがやっぱり大きく減ってる、日本うなぎが減ってる状況があって、今中国の方の漁獲量であるとかきうなぎ、親うなぎですね、そういうところの情報が全く整理されていない中で日本の資源の回復を目指さなきゃいけない、そういう状況にあるときに、今大変でしょうけど、ABC、TACを定めるときにどのデータをもってどういう考えでやられているか、ちょっと教えていただければありがたいなと思います。

○山川分科会長 高瀬漁場資源課長、よろしく願いします。

○漁場資源課長 基本的に二国間とか多国間で枠組みがあつてきちんと相手の国の政府

が信頼性のあるデータを出してもらおうというときにはそれが使えるわけなんですけど、そうでない場合というのはある程度推定をするしかないし、推定もできない場合もあるということなんだと思います。例えば今のスルメイカの例でいえば、北朝鮮の漁獲量なんて今全く推定はできていないんですね。韓国の場合はデータを出してくれているのでこの中にちゃんと盛り込んで計算ができるというような形で。この魚種ではなくて、例えば太平洋のマサバなんか中国が公海で獲ったりしていますけれども、その漁獲量をきちんと中国が出してるかという、中国政府が出してる漁獲量だけなのかどうか、中国の政府も把握してるものもあるんじゃないかみたいないろんな疑義といいますか疑問はありますので、それをある程度確度の高い情報が得られればそれは資源評価に盛り込んでいくということだと思います。

○内田委員 基本的には活用できるデータ、具体的には日本の漁獲量、それから韓国から出してもらえるのであれば、それを踏まえた算定をされているという理解でよろしいんでしょうか。

○漁場資源課長 外国の漁獲量なども加味して資源評価をしているのかと言われれば、得られる情報があればそれは全て活用して資源評価をするということですね。

○内田委員 じゃあ、資源の回復のシナリオもその数値をもってやられているということですね。はい。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。田中委員。

○田中委員 今の内田委員の質問と同じなんですけど、普通国際会議でこう信用できないデータが出てきた場合というのは普通あるんですけども、最終的な結論は、これもそうじゃないかと思うんですけど、ベストアベイラブルなデータでは出すんですが、これを使った計算も一応やるんですね。多分とんでもない結果になっていて、それをこのまま出すわけにもいかないのでという議論は普通科学委員会ではやるんです。だから、ここでやっていて今後詰める必要があるということになっているのであれば構わないんだと思うんですけども。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

では、特にないようでしたら、スルメイカの2019年漁期TAC設定及び配分につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

はい。特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

諮問第309号に関しましてはただいまご承認をいただいたところでございますけれど

も、本件については現在行政手続法に基づくパブリックコメントを行っているとの事務局からの説明がございました。パブリックコメントを踏まえて内容を大きく変更することとなった場合は再度委員のご意見を聞いていただくことといたします。

なお、答申に当たりまして、事務手続上の部分的な修正とか文言の訂正等につきましては、私にご一任いただければというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

はい。では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

ここでちょっと、本日の会議非常に長くなりますので、お弁当が配られるということだそうです。15分ほど休憩をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(休憩)

○山川分科会長 慌ただしい昼食で、申し訳ございません。

まだ、お済みでない委員の方もいらっしゃるようですけれども、食べながらということで、進めさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次に諮問の番号はちょっと戻りますけれども、諮問第307号指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について、です。

事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○漁業調整課長 漁業調整課長の廣野でございます。よろしく願いいたします。

資料4をご覧ください。

諮問文は後ほど申し上げますが、中身といたしましては、北太平洋サンマ漁業、いわゆるサンマ漁業につきまして、指定省令を改正いたしまして、漁期の制限を廃止しようとするものでございます。

諮問文、読み上げさせていただきます。

30水管第2345号

平成31年2月7日

水産政策審議会

会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の

## 一部改正について（諮問第307号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

内容についてでございます。

めくっていただきまして、概要は2ページ目でございますが、まず省令の方を見ていただきたいと思っております。

めくっていただきまして、5ページでございます。縦書きを横にとじておりまして、ちょっと見にくくて申し訳ありませんが、4ページから左側に続いてございまして、5ページの右側の方のまず下段を見ていただきまして、第12節北太平洋サンマ漁業、操業期間の制限というところでございます。

ここにつきまして、第68条北太平洋サンマ漁業の許可を受けた者は、毎年8月1日から12月31日までの期間内でなければ当該漁業を営んではならない。という規定を、上段が改正後でございまして、この節とともに削って、それに伴う所要の改正をしようという内容でございます。

2ページに戻っていただきます。

制度の概要でございます。サンマにつきましては、ご存じのとおり北太平洋に広く分布してございまして、その一部が我が国周辺、夏から秋にかけて来遊して、これを獲るということをこれまでずっとやってきたところでございます。

そのために、（2）先ほどご説明したとおり8月1日から12月31日までに省令に基づいて漁期を制限してまいりました。

改正の趣旨及び内容でございますが、その状況が変わっているということでございます。して、（1）は先ほどご説明したとおり夏場、日本の近海に来遊してくるサンマを獲るというのをやってきましたが、これまで来遊量、漁場形成に大きく依存しているという状況が生じてまいりました。

（2）でございますが、まず最近、海洋環境の変化等により漁場がより沖合域で8月より前、早い時期に形成されるという傾向が出ておりまして、近海域での8月からの漁場形成が少なくなったことから、まず我が国のサンマの漁獲量が減少してきております。

(3)でございますが、ご存じのことと思いますが、北太平洋公海域で近年中国、台湾の外国漁船が操業を活発化させてございます。そのため資源の影響が懸念されておりますので、これまでもご説明してきていると思いますが、北太平洋漁業委員会、N P F Cでサンマの資源管理を行うということといたしましては、我が国が主導して国ごとの漁獲数量管理の導入を目指しているという状況でございます。

こういう、(2)、(3)というような生物学的、社会的な背景を受けまして、(4)でございますが、国内へのサンマの安定供給、それからN P F Cにおける漁獲数量管理の導入に対応するために、操業期間の制限を見直しまして、周年操業可能とすることで、近海域の来遊量、それから漁場形成によらず安定した漁獲を確保していく必要があるということでございます。

これによりまして、今回操業期間の制限について規定している省令を廃止して、あわせて必要な条項の整理を行うというふうに考えてございます。

なお、本件につきましては、パブリックコメントを実施しております。平成30年11月29日から12月28日までの30日間、電子政府の総合窓口に掲載しまして、ご意見を募集しましたが、結果、ご意見、情報は寄せられなかったということを申し上げておきたいと思っております。

今後のスケジュールでございますが、今回、水政審でご意見を伺った上で、了承が得られれば、3月13日の公布、即日施行ということで考えてございます。

どうかご審議のほどよろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらよろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 賛成なんですけど、何隻くらい、200カイリ、沖合に行く可能性があるかというか。もしわかったら結構ですが。

○漁業調整課長 今、サンマの許可を受けている船の中で、業界の中でいろいろ相談しているところでございますが、一同に早くにあげると、早期の漁獲で商売している小型への影響というのも心配されているところがございます。一方で、流通、それから需要の方からは安定してサンマをという話もございますので、サンマの流通関係者も交えて話し合いなんかも行ってきているところでございますが、いきなり全船フル稼働という

ことにはならないと思いますが、よくよくそこはお話をしながらまた今年の漁期についても需要、それから価格の形成なんかも見極めながら、そこは調整しながらやっていきたいというふうに考えてございます。

○田中委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、特にご発言がございませんでしたら、諮問第307号については、原案のとおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、特に、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に、諮問第310号指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○捕鯨室長 諮問第310号指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正、ということでございます。

お手元の資料5に沿って説明させていただきます。資料5なんですけれども、2つの資料がついておりまして、改正文と新旧の部分。それから、一番後ろのところになりますが2ページの改正の概要がついておりますので、この改正の概要に沿ってまず説明させていただきますまして、必要に応じて新旧対照表の方を説明させていただきたいと思っております。

それでは、この2枚ものの一番最後にあります概要の方に沿って説明させていただきます。

本年7月から商業捕鯨を再開いたします。捕鯨業自体は漁業法に定められました指定漁業の1つでありまして、現在、小型捕鯨業、大型捕鯨業、母船式捕鯨業の仕組みを持っております。ただ、一方で、我が国は30年間にわたりまして、ツチクジラ、マゴンドウなど一部の魚種を除いて商業捕鯨を実施してこなかったということから、指定省令上の捕鯨業に関する規定は現状にそぐわないという状況になっているものが多くございます。このため、捕鯨業を再開するに当たりまして、指定省令の関連規定の改正をしたいというふうに思っております。

お手元の資料にございますように、小型捕鯨業、これはミンククジラ、それからハクジラ、ツチクジラとかマゴンドウが対象になっているもの。それをもって現在小型捕鯨

業の許可を受けてツチクジラを対象に操業している5隻というものがございまして、多分これが引き続き許可を受ける見込みでございます。

それから、もう一つ、大型捕鯨業、大型捕鯨、ヒゲクジラ、マッコウクジラを対象としている基地式の捕鯨業でございます。こちらの方は大型捕鯨船は国内にございませんので、当面許可を受ける船はない見込みでございます。ただし、許可は出さないものの省令自体は改正し、許可が出せる状況というものを準備していきたいというふうに考えております。

それから、最後に母船式捕鯨業、これは全ての小型鯨類、大型鯨類が対象になっております。許可を受ける船団は1船団でありまして、これまで鯨類科学調査を実施してきた日新丸船団を見込んでおります。

捕鯨に関してはもう一つ、この後にあります諮問事項がこの母船式捕鯨業でありまして、後ほど説明させていただきます。

それでは、最初に戻りまして、諮問文の方を読み上げさせていただきます。

30水管第2564号

平成31年3月7日

水産政策審議会

会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する

省令について（諮問第310号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第57条第2項及び第65条第6項並びに水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議の意見を求める。

それでは、指定省令の主な改正内容をご説明させていただきたいと思っております。

お手元の先ほどの資料、行ったり来たりで申し訳ありません。最後の一部改正の概要のところ、主な改正内容の方に入らせていただきたいと思います。

まず、今までの規定のところから厳格な資源管理のために、鯨種ごとの捕獲枠、捕獲枠頭数の上限の設定を規定するというものの設置を行います。

これは、小型捕鯨業・大型捕鯨業・母船式捕鯨業のそれぞれにつきまして、資源や操業の状況を勘案の上、毎年、鯨種（ミンククジラ、ニタリクジラ、イワシクジラなど）ごと、鯨種ごと、また水域ごとに年間の捕獲頭数の上限を設定し、捕獲頭数がこの上限に達した後は、当該鯨種の捕獲を禁止するという規定を置くものでございます。

なお、具体的に何頭捕獲できるのか、つまり枠の数字については別途これらの規定に基づいて農林水産大臣が決定し、大臣から通知されるということございまして、指定省令そのものにこの数字を記載するというものではございません。

これに伴い不要となる古い規定を整理させていただきたいと思えます。今まで申し上げましたように、7月からの商業捕鯨では、鯨種ごと、捕獲の上限の頭数を定めてこれに達した後は、捕獲禁止とするふうな規定により、厳密な取り締まりを行います。これに伴いまして、捕獲頭数を抑制するなどの目的で設置されておりました古い規定、期間禁止とか、そういったものに関しましては、頭数自体を管理していきますので不要となるため削除いたします。

それから、(2)のところでございます。鯨体処理場の規定の整備を行います。鯨体処理場について少々説明いたしますと、鯨の場合、沿岸で操業を行う小型捕鯨業とそれから大型捕鯨業の基地式捕鯨につきましては、捕獲した鯨の水揚げと加工処理場「鯨体処理場」といいますけれども、ここでのみ行えるように限定されておりました。これによりまして、捕鯨船等陸上の処理基地をリンクさせて管理する方式というものは無秩序な捕獲、それから違法な捕獲、鯨類資源への悪影響を未然に防止する仕組みとして機能しております。

現在のツチクジラでもそのようにやっておりますし、今やっている鯨類科学調査でもほぼ同じ方式をとっております。

7月からの商業捕鯨でもこの鯨体処理場と捕鯨船をリンクさせて管理する仕組みというものを維持し、適正な資源管理を実現しようと思っております。

今回見直しまして、省令改正では、小規模の鯨体処理場、特にミンククジラの小型の捕鯨につきましては、今まで鯨体処理の状況、報告義務などが免除されておりましたものを改め、7月からの商業捕鯨では、きちんと捕獲される鯨の頭数についても厳格な資源管理を行おうというふうに思っております。



この30年間で、鯨体処理場の果たすべき機能や役割とか、それからそういうものを抜本的に見直しまして、小規模処理場と大規模処理場という枠組みを見直しまして、鯨体処理場1本というふうにした上で、小規模な小型捕鯨用の処理場では免除されていた鯨体処理場の処理状況の記録、報告義務、全ての鯨体処理場、全ての鯨種について行うこととする旨の新たな規定を設けます。

これにより、新たな鯨体処理場のもと、小型捕鯨につきましてもきちんとした管理を行い、適切な資源管理を実現いたします。

大体これが大きな改正のポイントでございます。

今のお話を新旧対照表の方で説明させていただきます。

お手元の新旧対照表5ページにございます42条というのが今回それにより新設する規定であります。これが新たに設置いたしまして、小型捕鯨業に関する捕獲枠の設定の条文でございます。小型捕鯨業の鯨種ごとの捕獲枠を設定し、先ほど申し上げましたように、上限に達した場合に禁止するというふうな内容になっております。

小型捕鯨業が対象にできますのは、小型の鯨類、ハクジラとミンククジラなので、その鯨種についてのみ捕獲枠を設定できる内容としております。

新42条小型捕鯨に関する規定でございますので、大型捕鯨業は同様に34条、母船式捕鯨業は第46条に枠を設定することとなっております。

7ページ上段にあります新46条の方をご覧ください。

同じように、母船式捕鯨業は全ての鯨種を捕獲可能なので、全てのハクジラとヒゲクジラについて捕獲枠を設定可能な規定内容としております。

これに伴いまして、不要となる古い規定の削除について主要なものをご説明させていただきます。

あっちこっち飛んで申し訳ありませんが、3ページの部分になります。

下段の方にあります旧34条の規定でございます。34条をご覧くださいますと、大型捕鯨業について年間操業可能な期間をヒゲクジラにつきましては6カ月だけに限定。マッコウクジラについては8カ月限定。また、5ページから6ページの下段にあります42条の方をご覧くださいますと、小型捕鯨業についても1年のうち6カ月に限定するというふうな規定がございます。

このような期間禁止につきましては、捕獲頭数を個別に設定して管理していくということから不要となったためこれを削除いたします。

また、3ページの下段にございます旧35条の方をご覧いただきたいと思います。これは大型捕鯨業につきまして、一定の鯨種、イワシクジラ、ナガスクジラなどの鯨種をあげて、一般的な捕獲禁止を規定する内容でございます。

これにつきましても、7月からの商業捕鯨では、そもそも捕獲される鯨種につきましての捕獲枠を設定して捕獲を許可し、それ以外については全ての捕獲が禁止されることから不要となりますので削除いたします。

ただ、資源管理上、乳飲みクジラ及び乳飲みクジラを連れた母クジラについての捕獲禁止については維持いたします。

また、8ページ下段にあります旧47条は母船式捕鯨業についての同様の規定のため、これも同じ理由で乳飲みクジラ以外については削除するというふうに整理しております。

それから、また不要な規定といたしまして、ちょっとまたページが飛びますが、7ページの下段にあります。母船式捕鯨業の操業海域、我が国周辺海域の外、遠洋の海域に限定するものでございます。30年前は母船式捕鯨業は我が国から遠く離れた南極海を含めた公海での操業となっていました、本年7月から再開する商業捕鯨は我が国のEEZ内で行うことを想定しており、現状の規定にそぐわないことからこれを削除いたします。

他にも不要となった部分について、幾つか削除するんですが、例えば5ページ下段にあります39条とか40条というのがございまして、IWCのルールの中に、IWC自体が30年間一度も見直されていないということがございまして、相当古い規定が残存した状態になっておりまして、歩合金の算定ということで、報酬の額を定めた規定がございまして。こちらについては必要ないので、こちらも削除すると考えております。

以上、長くなりましたけれども、古い規定の削除について主要なものを説明いたしました。他にもまだいろいろ古いところがあるのですけれども、そういうところは省略させていただきます。

また、先ほど説明した鯨体処理場につきましては、先ほど申しましたように大型処理場にのみいろいろな規定がございましたけれども、このところはきちんと見直させていただきます。

それから、過去の歴史のものとして、2ページのところにございます母船式捕鯨業、2ページの第6条第3項でございまして、母船の規模につきまして当時南氷洋で行われておりました母船式捕鯨業の母船は2万トンを超えているような船がほとんどでござい

ましたので、現在の状況を反映して、昔そのこともありまして、1万トン以上ということになっておりましたが、またこれを総トン数5,000トン以上というふうに現状に合わせた規定に変えさせていただきたいと思っております。

また、設備規制に関しても積んでいるものがほとんどでございますので、こういうものについても削除したいというふうに考えております。

それから、7ページの上段でございます。新45条ということで、資源管理の強化の一環といたしまして、小型捕鯨業につきまして捕獲したクジラの鯨体に捕獲した順番を示す番号を表示する義務と鯨体処理場への連絡などの義務を新たに指定し、資源管理体制を強化することを考えてとります。

なお、この関連情報といたしまして、この改正案につきまして2月2日から3月3日までの1カ月間、パブリックコメントを実施いたしました。結果、13件のコメントをいただきました。内容は、4件ほど、捕鯨業の再開そのものに反対するというコメントがございました。その他、約9件は改正案と捕鯨再開を支持する内容でございました。

商業捕鯨を科学的根拠に基づき持続的に実施することの重要性を指摘するコメントと、このを多数いただくと同時に、具体的な条文案を提案するコメントもありました。原案の内容でほぼ実施可能であること。それから、現時点では少々時期尚早というようなものもございましたので、パブリックコメントを受けての条文修正は行わないことと考えております。以上パブリックコメントの結果を報告いたしました。

この改正案を審議会です承いただける場合には、今月中旬にこの改正法を公布し、6月下旬を目途に母船式捕鯨業の許可の発給の進めまして、IWCの脱退の発行が6月30日ということでございますので、7月1日から改正後の指定省令のもとで、商業捕鯨を再開するという事を考えております。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらよろしくお願いたします。

田中委員。

○田中委員 3つほど、まず1点目は、最後の方にご説明があった母船が5,000トンということはもう南極に行かないのかという、南極の利権はもう諦めたという意味なのか、我が国は南極条約に批准していますから実績がなくなるともう南極全て利権がなくなっちゃうんじゃないかと、ちょっと心配があるなと思ったんですけど。それが1つ目です。

2つ目は、RMPでは全て水域別になっていたと思うのですが、今後利用が想定される鯨種としては、ミンクとそれからニタリがあると思うんですけども、両方とも懸念される系群があります。例えばミンクであればJ - S t o c k、日本海系です。それから、ニタリだと、黒潮の内側の沖の高知の沖、ホエールウォッチングの、ローカルストック。そういうものは水域別規制ということで、ちゃんと除けるようになっているのかということ。

それから、3点目は、あえて完全利用、完全利用というのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、無駄に使っていいのかという、そこを外すとそういう議論に、意見が出なかったのかという、逆にそこが避難されるんじゃないかと思ったんですけど、以上3点について。

○捕鯨室長 まず、今まで1万トン以上となっていたところを5,000トン以上に引き下げるとい形になりますので、船のサイズが大きい分には特に問題ございません。今の日新丸は8,000トンでございますので、この状態だと対象にもならないということになってしまって、そこを合わせて引き下げる、下限を引き下げるという形になるので、そこは大きい船でも可能というふうなシステムになっております。

それから、2点目のRMPでございますが、RMPは今ご指摘のありましたように、水域別、鯨種別と同時に、もちろん系群別というふうなところ、系群を勘案して捕獲枠を算定するということになりますので、ミンクにつきましては当然2系群の仮説というものが今、主となっております。それを勘案した水域別の捕獲枠というものを算定していくこととなります。

今のところニタリにつきましては、1系群というふうになっておりますので、その辺も勘案しながら水域の設定と他の近接種なんかも含めてきちんと検討していきたいと思っております。

それから、完全利用というところにつきましては、諸般の問題もございまして、なかなか全てが全部、骨粉等の利用というのが難しくなっているところもございまして。また、商品化していく、商業で行っていくということを考えますと、やはり優先的に使用される部位というようなものが出てくるだろうというふうに思っております。

一方で、捕獲枠が非常に大きくなるというふうなこともなかなか今の資源状況からしても考えにくいことがありますので、できるだけ持っているものをしっかり売って、しっかり稼いでいくということが必要だろうというふうに水産庁として思っております。

○田中委員　そういう趣旨であれば、有効利用を図るとかいう文言があってもよかったかなと思ったんですけど、コメントということで。

○山川分科会長　他にございますでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員　パブリックコメントでもいろいろな是非の声が届けられたということで、国際世論もそういった風潮なのかと思ひまして、そういった中で、今回の改正にはかかっていないんですけれども、13ページの第106条の罰則に関する規定なんですが、ここが今回30年前のものと変わらずで、今までどおりということになっているんですが、非常に遵守状況、違反者であったり、法令に遵守しない形での捕獲というのを懸念する声も出てくるかと思ひます。

そういった意味では、この2年以下の懲役もしくは50万円以下の罰則であると、十分な抑止力にならないのではないのかというようなこともちょっと懸念されるかと思ひまして、今回でなくても今後の遵守状況をしっかり確保、担保するという意味での罰則規定になるようにご検討いただければと思ひます。

○捕鯨室長　国際的な注目をあびているという点についてはご指摘のとおりでございます。当面の間は水産庁の監督官等を派遣して、小型捕鯨業につきましては鯨体処理場で。また、母船の方にも職員等を派遣することによって、きちんと遵守させるということで、そもそも違反というものが起きない体制というものをきちんと確保して進めてまいりたいというふうに思っております。

○山川分科会長　他にございますでしょうか。

では、特にないようですので、諮問第310号については原案のとおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長　特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に諮問第311号、これも捕鯨関係ですけれども、漁業法第58条第1項の規定に基づく母船式捕鯨業の公示について、事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○捕鯨室長　それでは、引き続き説明させていただきます。

先ほど、ご審議を賜りました省令の方に基づきまして、母船式捕鯨業の方の公示ということで、母船式捕鯨業の許可を出す手続について入っていきたいと思っております。

それでは、諮問文の方を読み上げさせていただきます。

30水管第2549号

平成31年3月7日

水産政策審議会

会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛

漁業法第58条第1項の規定に基づく母船式捕鯨業の  
公示について（諮問第311号）

母船式捕鯨業について、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をすべき母船の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに各母船と同一の船団に属する独航船の総トン数別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

それでは、資料6に入っております告示案に沿って説明させていただきます。

先ほどお話しさせていただいたところなんですけれども、新たな母船式捕鯨業の許可を行うための告示というふうなことでございます。

操業水域に関しましては、先日来の発表にございますように、EEZの中ということを考えておりますので、我が国の排他的経済水域のみとしております。

また、許可隻数は母船を先ほど申し上げましたように5,000トン以上というふうなことにしております。それを1隻。それから、母船とともに行動する独航船を300トン以上3隻としております。

トン数は先ほど申し上げたところでございます、現状に合わせた5,000トン以上ということでございます。

これにつきまして、公示案につきましても同様に2月2日から3月3日までの1カ月間、パブリックコメントを実施いたしました。その結果、6件のコメントをいただきました。うち5件が母船式捕鯨業の重要性、捕鯨再開を支持する内容で、1件は質問の内容でございました。このためパブリックコメントを受けての公示内容の修正は行わない

こととしております。以上、パブリックコメントの結果でございます。

この案を審議会が了承していただける場合には3月19日に公布し、6月19日までの3カ月間に許可に関する手続を進めることとなります。その後、6月下旬に新たな母船式捕鯨業の許可発給の手続を進めていきます。

なお、先ほど指定省令の改正の際にも申し上げましたとおり、許可を受ける船団はこれまで鯨類科学調査を進めてまいりました日新丸船団が受けるという見込みとなっております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご質問等がありましたら、よろしく願いいたします。

特になさうですので、諮問第311号については原案のとおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に、諮問第312号水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成31年度の溯河魚類のうちサケ及びマスの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長の黒萩でございます。

資料7に基づいて説明をさせていただきますが、まず諮問文を読み上げさせていただきます。

30水推第1060号-2

平成31年3月7日

水産政策審議会

会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛

水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成31年度の溯河魚類のうちサケ及びマスの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき

## 人工ふ化放流に関する計画について（諮問第312号）

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第20条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

まず、5ページ目をご覧いただきたいのですけれども、下の方に水産資源法が抜粋してございます。第20条で農林水産大臣は、溯河魚類のうちサケ及びマスの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定める。ということになっております。

個体群維持のための放流というのはどういうことかと申しますと、上の方の1つ目の丸に書いてございますとおり、サケ、マス資源の保護培養のためには、民間による資源増大に加えて、多様な遺伝形質のサケ及びマスの放流により気候変動リスクを回避すること、地域特性に見合った幼稚魚の放流により回帰の確実性を高めること等を目的とする遺伝的多様性を維持するためのふ化放流や資源状況を把握するためのふ化放流が必要であり、水産研究・教育機構がふ化放流を実施するということになっております。

このふ化放流につきましては、下のその次に書いてございますとおり、地域固有の個体群の特性が維持されている主な河川において行われております。漁業の対象となりにくい早期及び後期の回帰群を含めてふ化放流を行うなど、自然産卵に極力近い再生産が行われるように配慮され、全ての放流魚に耳石温度標識をつけ、放流サイズごと、放流時期ごとの回帰状況などが調査している、というのがこの個体群の放流でございます。

先ほど見ました諮問案にあります別紙案というのが、3ページ目でございます。

これが今年、水産研究・教育機構がふ化放流する計画でございまして、昨年と同数の1億3,905万尾を放流する計画でございます。

これが今回の諮問事項の内容でございますが、参考としまして、ちょっと6ページ目、7ページ目をご覧いただきたいのですけれども、実は昨年4月に水産庁と水産研究・教育機構と共同で実施しました有識者による水産研究・教育機構の研究体制のあり方というのが公表されております。

これは新たな最近の研究ニーズに応じまして、研究内容の見直しとか、施設の集約化、合理化をしていくための検討であったわけでございますが、その中で、その検討会での今後の対応方向というところ、6ページ目でございますけれども、今後の対応方向、さ



まざまな観点で書かれていたわけですが、この中で、4のその他というところを抜粋してございますが、先ほど言いましたような趣旨で、実施している水産教育・研究機構のふ化放流につきまして、下から4行目、近年この個体群維持のための人工ふ化放流に必要な施設の維持、更新の経費が増大して、研究開発予算を圧迫するようになっていることから、事業のあり方についてこの研究体制のあり方とは別に、関係者による議論が必要であるというような指摘がされているわけでございます。

この背景には、水産教育・研究機構の実施にかかる予算である交付金が他の研究機関と同様に毎年一定率減らされているということがございまして、それに対応するために水産研究・教育機構が行うふ化放流事業についても検討していかなければならないということでございます。

関係者による協議ということございまして、水産庁も当事者である水産教育・研究機構、北海道の研究機関を含む北海道庁、それから北海道さけ・ます増殖協会という民間のふ化放流をやっている事業団体、研究者の方、そういった方々を交えて検討会を今後やっていって、約1年間くらい議論いたしまして、今後のふ化放流体制のあり方について、協議していくということを予定しております。

実際に、北海道を初め、サケ、マスの回帰率は最近、非常に厳しい状況にございまして、そういった中で、この今後のあり方を北海道のサケ、マスを対象とする漁業、本州のサケ、マスを対象とする漁業が一層振興していけるように回帰率の向上が図れるようあわせてをあわせて検討していきたいと考えております。

この個体群維持のためのふ化放流について、毎年この時期にお諮りしていますが、このことにも影響していく可能性がございますので、本日、ご報告させていただきました。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 質問というか、今の最後の点なんですけれども、この文言を見ると、もうやめようかという感じで、率直に言うとそういう感じなんですけど、一方で、水産庁としては輸出対策をしているんだと思うんですけども、そういったときに系群の維持管理をやっているかというのがGIS等、MEL、認証関係で要求があらうかと思うんです

よ。それに対してこれは有効な証拠の1つにはなっているんですが、それをやめてしまうというのは、何か政策としては矛盾している、ここはお金がないからやめて、あつちはお金、輸出で稼ぎたいから、それを両方両立するのは難しいんじゃないかという、ちょっと懸念はあるんですけども、その点については、水産庁としてはどういう戦略でお考えなんでしょうか。

○栽培養殖課長 田中委員からのご指摘でございますが、そういうふうにとられるような文章だったら申し訳ないですけども、北海道に5系群あるんですけども、個体群を維持しなければいけないことは、水産資源保護法に書いてあって、これはしっかり今後もやっていかなければならないということです。

個体群維持のためのふ化放流体制の合理化などを考えていくということでございますので、MELであるとかそういったものに影響しない方向で検討したいと考えております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

では、特になければ、諮問第312号については原案どおり承認をしていただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

諮問事項につきましては、6件と非常に多くございましたけれども、諮問事項についての審議は以上です。

それでは、諮問第307号、310号、311号及び312号について確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答申書

30水審第56号

平成31年3月7日

農林水産大臣 吉川 貴盛 殿

水産政策審議会

会長 山川 卓

平成31年3月7日に開催された水産政策審議会第93回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

#### 記

諮問第307号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について

諮問第310号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部改正について

諮問第311号 漁業法第58条第1項の規定に基づく母船式捕鯨業の公示について

諮問第312号 水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく平成31年度の朔河魚類のうちサケ及びマスの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

それでは、この答申書を保科増殖推進部長にお渡しいたします。

(分科会長から保科増殖推進部長に答申書手交)

○山川分科会長 続きまして、審議事項に入ります。

平成30年度漁獲可能量留保枠の配分について、ですが、審議いただく内容はマサバ及びゴマサバの漁獲可能量留保枠の配分について、ということです。

事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 お手元の資料8をお願いいたします。

マサバ・ゴマサバにつきましては、TACの内数に留保を設けまして、資源の来遊状況に応じて、不足が生じた場合には留保から配分するとしているところでございます。このたび、三重県、宮崎県、島根県、長崎県から留保の配分を求める要望があったことからご審議いただくものでございます。

資料8の下段の背景のところをご覧いただきたいと思います。

まず、三重県でございますけれども、主漁期に入ってマサバの大量来遊が見られたということでございます。主漁期初期の2月には1カ月で1万トンを超える水揚げがあったということで、2月末時点で三重県に定められた漁獲可能量の53.9%に達している、ということでございます。

なお、三重県におきましては、主要港から毎週漁獲量の報告を受けて数量を超過することがないように指導に当たっているという状況でございます。

続いて、宮崎県でございますけれども、漁期当初からマサバの良好な来遊が見られた

ため、昨年12月には留保8,000トン进行配分したところでございます。その後も来遊が继续してありまして、主漁期を控えた1月末時点で宮崎県に配分された漁獲可能量の45.1%に達している、という状況です。

宮崎県におきましては、関係団体に対しまして、月ごとに漁獲量の累積状況等を通知し、超過することがないよう指導に当たっている、という状況でございます。

島根県についてでございます。島根県では漁期当初からマサバの良好な来遊が見られたため、主漁期初期の1月末時点で島根県に配分された漁獲可能量の43%に達している。島根県では、関係する団体等に対して、漁獲量が7割に達した時点で、漁獲の注意喚起、また漁場の移動について指導するルールを設定している、というところでございます。

長崎県の状況でございます。漁期当初から良好な来遊が見られたため、昨年12月には留保枠から8,000トン进行配分したところでございます。その後も来遊は继续してありまして、1月末時点で、長崎県に定められた漁獲可能量の82.5%に達している。

長崎県においては、関係する団体等に対して、漁獲量が8割に達した場合には、報告頻度を増やして、漁獲量の抑制を指導するルールを導入している、という状況でございます。

こういった背景がございまして、留保の配分の算出の考え方について、2のところでご説明させていただきます。

以下に示しているとおり、年間漁獲予測量というものと各県に定められた数量との差に、3にあります留保枠の数量を加えたものとしたいと考えてございます。

まず、年間の漁獲予想量につきましては、(1)にあります7月から翌年1月、三重県にあっては7月から翌年2月ということでございますけれども、こちらの実測値、(2)にあります2月から6月、三重県にあっては3月から6月、これは過去5つの漁期年の漁獲実績のうち、各月ごとの上位3つの月の平均の合計値ということで、算出をさせていただくということでございます。

参考には県からの要望の数量を記載してございます。

その下のその他でございますが、配分量の一部については、留保としまして、資源の来遊状況等に応じ配分するということを、都道府県計画に定めるものとしたいと思っております。

冒頭にお戻りいただきたいと思っております。

太平洋系群につきましては、三重県に6,000トン、宮崎県に7,000トン。また対馬暖流

系群については島根県に2,500トン、長崎県に1,500トン、追加の配分をしたいと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらよろしくお願いいたします。

特にないようでございますので、原案のとおり決定するというところでよろいしでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

平成30年度漁獲可能量留保枠の配分について、事務局から資料の説明をよろしく願います。

○資源管理推進室長 資料9、平成30年ズワイガニ漁獲可能量の留保枠配分についてご説明をさせていただきます。

ズワイガニの留保の配分先及び配分量につきましては、2のところにありますとおり、TAC協議会において全国底曳網漁業連合会と関係府県で決定したものを農林水産大臣に要望という形をとってございます。

平成31年1月17日のTAC協議会の要望につきましては、以下のような数量がございました。

4にありますように、浮魚類の留保枠の配分につきましては、ズワイガニの協議会のように関係者間で要望量について合意形成する場がないということで、その代替として資源管理分科会の方でご審議をいただいているところでございますが、一方、留保枠の配分については柔軟な運用をするべきだというご意見、ご要望もいただいていることから、今後、枠組みの見直しについては、引き続き検討したいと考えてございます。

ズワイガニについては、大臣管理については留保枠から144トン、知事管理については80トン、合計留保枠から224トンの配分を行いたいと思えます。

事務局からは以上でございます。

○山川分科会長 ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

船本委員。

○船本特別委員 船本と申します。ありがとうございます。

留保枠をいただきまして、やっと息が繋がったというような状況で、鳥取の状況を説明しますと、今年は資源量が減っていくということで、前年に比べて15、6%くらい減ったんですけれども、天候と資源量が減ってなかった、よかったと、前年がシケが多かったものですから、残っていたというようなこともあって、資源量自体はよかったということが相乗効果としてありまして、実は年末にいただいたTACの枠の94%を消化してしまいました。

それで、これは一番下の方にも柔軟な運用ということで要望させてもらっているとおりなんですけれども、例えば東京のラジオの番組の方から出演要請があって、出演させてもらってコメントしたんですけれども、大変だということで、これは大変で、もうとれんのかなあということで言われました。

つまりその番組には経済評論家の方もいらっしゃったんですけれども、カニは5カ月に均等にでもとれるような状況なんじゃないかというふうな理解しかないんじゃないかと思うんです。

ざっと言いますと、鳥取の場合は、11月に全体の5割、それから12月に3割、1月、3月で2割というのが今までのざっとした実績です。だから、12月末で8割がちょっと前倒しになったんだということで、ご説明を申し上げたんですけれども、少なくとも1月以降は6%しか残ってないので、アロウアンスを勘案して、もう1隻当たり1トン、2,000枚ということで管理しました。管理自体はできること、資源量ですので、漁獲量ですので、できることなんですけれども、今度はやっぱり漁業者にとっては漁獲量で入ってくるわけではなしに、金額で入ってきますので、1月以降のカニのツアーが中止になりました。もう12月現在で中止にせんとお客様にも迷惑がかかるということで中止になりました。

それで留保枠をいただいたので、息をつないだわけなんですけれども、来られた方にはカニは出せたんですけれども、カニのツアー自体は減りました。ということは、魚価が下がった、上りきらなかったという現象がございまして、これからTACを資源保護の観点からやっていって、自主規制をやっていこうとする中では、やっぱり減らして、金額、単価をあげるということを考えていかんといけんと思っております。

だから、金額のことは資源分科会では関係ないかもしれませんが、方法論の中の1つとして、金額がいかに上がるような、というようなことを考えていただけたらあ

りがたいなというふうに思っております。

少なくとも危機をあおってお客さんが減るようなことになっては困るので、そこら辺のアナウンスを、私らのところだと、TAC協議会でまとめているんですけども、そこら辺にアナウンスの部門といいますか、市場に対して訴求するような意見発言といいますか、そういうことをしていただいて、ある程度単価といいますか価格を維持しながら資源保護を進める。つまり漁獲量を減らしても金額では減らない、あるいは上がっていくというようなことを考えていかないけんのかなと思いますし、そこら辺はもう少し考えていただけたらありがたいなというふうに思います。

それが1点とそれからもう1点は、持続可能な資源量を出すときに、やっぱりそういう、特にズワイガニの場合は自主規制でほとんど今まで対策をしてきたと思うんです。そういうことも資源可能量、漁獲可能量を出す上での算出にもう少し多く入れていただいて、自主規制策とかスーパー魚礁も整備してもらっているわけですけども、その単独での漁獲だけじゃなしに、それが波及するような漁獲の成果も折り込んだところでもらいたいというふうなところが漁師の実感というか、思いだと思いますので、そのことを申し添えたいと思います。以上です。

○山川分科会長 2点ございましたけれども、まず、第1点目については、廣野漁業調整課長。

○漁業調整課長 今回の鳥取のツアーが中止になったような話は非常に残念な話でございまして、来漁期に向けて、特に需要筋、観光会社さんとか地元の旅館さん、仲買さんとかも含めて、よくよくこういう管理をやっていて、こういう形で獲っていくんだからということで、開けてびっくりみたいなふうにならないように、まず地元で考えていただきたいと思ひまして、我々としても、そこは最大限協力していきたいと思ひます。

当然ながら、量だけ決めて、商売が成り立たないという話は全然お話にならないわけですが、ただ、カニについてはまさに鳥取、兵庫等、日本一の産地で集客力も含めて、そういう意味では、ブランドというかすごい価値があるところだと思うので、そこでうまく行かなかったらどこでうまく行くんだ、ぐらいのところだと思いますので、我々も協力しますので、ぜひ一緒にやっぺいこうというふうに思っております。

また、2つ目の質問にも関連していくんですが、そういう中で、これまで何十年も前から山陰のカニについて自主規制、オス、メスとか小さなミズガニとかも含めて、いろいろな努力をされてきています。そういうことを観光に来られる方はカニが好きなんで

しょうから、こういう努力をして今までもこういうカニが漁獲できる海が続けていられるというのを世の中にアピールできる機会にさせていただけたらというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○山川分科会長 2点目につきまして、高瀬漁場資源課長、よろしくお願ひいたします。

○漁場資源課長 2点目のご発言ですけれども、まず自主規制でとり残した、とり控えたものというのは翌年以降の資源量推定の際に反映をされます。

○船本特別委員 前向きの算定……。

○漁場資源課長 そうですね。とり残した分は翌年の資源量推定に上向きに作用することになると思います。

あと漁業管理についても自主規制をされるものについても考慮して当然資源管理は進めていくということになるんだと思いますけれども、ちょっと後ほど、今考えている資源評価のやり方、現状についてご説明する中で、今のご発言についてお答えできる部分があるかと思っておりますので、また後ほどご説明させていただきます。

○山川分科会長 続きまして、田沼委員、よろしくお願ひいたします。

○田沼特別委員 兵庫県の田沼です。

さっき、兵庫県と出たけど、但馬の人らが、カニと肉とですけれども、今年はあまりにもええなぎやいうので、12月に4回休んだんかな。そういうふうに漁師がどんどん、どんどん、値段が下がるようにと日本海の人らは一生懸命資源管理しとってやねんけど、鳥取の人らいうたら、どんどん、どんどんとりに行つてまうというのがはつきり言うて、日本海側の人の意見やねんけど、ここら話をして資源管理を、双方でやっていけるような会を持っていただきたいと私は思っています。

○漁業調整課長 おっしゃるとおりもう何十年も前から、ズワイガニについては、日本海の関係県を集めた会議もやっていますし、それから因但と言ってますけど、但馬と鳥取との会議なんかもやって、資源管理の法的規制に加えての自主規制をどれだけするという話も含めてやってきていただいているので、足りないところがあるとか、田沼さんにもご存じいただいてないのであれば、そこは多分アピール不足だということだと思いますので、さっき話したこととも関連しますが、しっかりやっているというのをしっかり理解いただけるように取り組んでいきたいというふうに思います。

船本さんも、よろしくお願ひします。

○船本特別委員 すみません、鳥取ですけれども、但馬の方がそういうふうに思われて



いるのはちょっと心外なんで、私どもからやろうよと言ったこともありますし、それは水掛け論になるので、この場では言いませんけれども、お互いに情報共有をして共通のプラットフォームというか、乗れるところは一緒の規制をして、いろいろな状況で違う部分については、別々になるということもあろうかとは思いますが、基本的にTACは守らなければいけないので、守る方法を考えないけんですけども、でもTACが決まった以上は今度はそれを有効に利用したインカムというか収入が漁業者さんに入るように、考えていかないけんという、漁獲量も目一杯とって供給していかないけんというのも自分らに与えられた使命だと思っておりますので、休んで減らせばいいというだけではないというふうには思っております。以上です。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

では、東村委員。

○東村委員 東村でございます。船本委員と田沼委員の後に発言するのはなかなかやりにくいんですけども、最初から手を挙げていたので発言させていただきます。

1件、質問及び確認なんですけど、先ほど、マサマ、ゴマサバの留保枠の配分については、審議事項になって、ズワイガニの方が報告事項に入っていることに関してなんですけれども、ちょっと私が5月の水政審の資料を見たところでは、これが5月に配分量は関係者の協議が整った場合には、農林水産大臣がその内容を公表して反映するというのが入ったと思うんです。

5月の水政審の別紙資料になっています、資料2でした。それでズワイガニに関しては今年から報告事項に回ったのかどうかという、ちょっと確認です。なぜ扱いが違うのかということの確認をさせていただきたいのと、もう一つはコメントがありますので、そちらはちょっと話が変わるので、先に質問の方をお願いいたします。

○山川分科会長 では、まず岩本資源管理推進室長、よろしく申し上げます。

○資源管理推進室長 まず、5月の議論では、県間の枠の融通の話であったと理解してございます。

また、扱いの違いということでありましたけれども、これは資料9の4のところにありますように、TAC協議会で、関係者が合意したものを要望していただいたということで、ずわいがにについてはこの報告をもって枠の見直しを行いたいとしたところがございます。

また、ずわいがに以外の浮魚類については、同様の協議会というものを今後設置して

いけば、ずわいがにと同じような形で柔軟な運用をしていけるのではないかと考えているところがございます。現状では、ずわいがにについては、このような協議会があるということを十分認識して、柔軟な運用の実施に至ったということでございます。

○東村委員 すみません、ありがとうございます。5月のが移譲だというのを、ちょっと見落としておりました。恐れ入ります。

水政審で決めたとかではなくて、運用上報告事項に移ったという理解でよろしいでしょうか。すみません、しつこくて。

○資源管理推進室長 東村委員、もう一度お願いします。

○東村委員 すみません。そもそも何を根拠にまさば、ごまさばは審議事項になり、ずわいがにが報告事項になっているのか、今年から変わったんならば、それはどこで決められたのかという質問でございます。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。

原則的には報告というような形でやらせていただければいいのですけれども、あえて審議という形で取り扱いをさせていただきました。ずわいがにについては基本、報告でいいのですけれども、TAC協議会というものがあって、そこで議論をして、関係者の同意も得ているということでございますので、ここについてはあえて審議せず、報告という形で、今回対応させていただいたということでございます。

○漁業調整課長 すみません。ちょっと後ほどまた確認させていただきますけれども、これは全て、あらかじめ定められたルールにのっとり、報告事項になるもの、審議事項になるものと整理しているはずですので。

○東村委員 そうですね、はい。

○漁業調整課長 その根拠について今ご質問があったと思いますので、そこは具体的に何か、ちょっとしっかり調べて、後ほどまた。

○資源管理推進室長 すみません、基本的には報告でということ整理をさせていただきます。

○東村委員 はい、ありがとうございます。

今、ずわいがにの4に書いてあるように、関係者の方でスムーズに合意形成ができて、報告ですうっと柔軟に対応できたら、その方が望ましいと私は考えておりますので、4が書いてあるため、今回ちょっと質問させていただいた次第です。

もう一点ですが、船本委員と田沼委員の発言を聞く前に準備してきたことということ

で、お話しさせてください。お二人の発言に賛成をするわけでも、反対をするわけでもなく、私のコメントです。

今回5月の初めのTAC、1回設定されたものが10月に減らされるという、期中改定で下がるというのは、恐らく初めてのことだったと思います。その上で、さらに11月の漁期の初めに、日本海区水産研究所から3年後に資源が半減しますよという研究成果、予測が発表されて、新聞などでも非常に大きく報道されました。その後、鳥取、兵庫で枠の消化が進んだという、これは全部事実関係としては事実なんですけれども、それを変に結びつけて、資源が減っているのにどんどんとっているという批判が散見されました。

私の理解ではTACが削減される中で、決められたTACの中で獲るというのは、両委員がおっしゃったように、経営のことを考えるといろいろなとり方があるわけですが、資源の管理上正しいTACが設定されていれば、それをいつ獲るかというのは資源問題ではないということをはっきり分けておかないと、漁業者の方は漁業者の方でお考えもあるでしょうし、もちろん観光業、地域経済もいろんな関係者がいますから、何が望ましいかというのは、先ほどお二人の発言にもあったようにいろいろ考えていかなきゃいけないと思うんですけれども、それと資源がどうというのはちょっと。もちろん、資源が減ってはいけないんですけれども、TACの中で運用している限りは、そのような批判にはちゃんと反論していただきたいと。水産庁の方にといいのもありますし、協会の方もですし、研究者としても思っております。

以上、コメントです。ありがとうございます。

○山川分科会長 ご意見ですけれども、何か水産庁の方からコメントございますでしょうか。

では、ご意見賜ったということでよろしく願いいたします。

他にございますでしょうか。

では、特になければ、次の事項に移りたいと思います。

漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○漁業調整課長 漁業調整課長でございます。

資料11をお願いいたします。

この場で何度かやっておりますが、漁船漁業構造改革総合対策事業、もうかる漁業、

がんばる漁業の進捗状況についてのご報告でございます。

今般、大中型まき網漁業の1件のプロジェクトが終了しまして、本許可に移行するために、その状況を報告いたします。

1 ページ、従来からですけれども、大中型まき網の合理化といたしまして、安全性、居住性、作業性の向上のため、網船の大型化、船団の隻数の縮減というようなことで、適切に資源管理を行うことを大前提にコストを削減、経営の安定を図るという取り組みを行ってきてございます。

めくって、2 ページ目お願いいたします。

この構造改革に際しまして、網船、これまでのトン数規制を超える取り組みとなるということから、許可に関する取扱方針、下にございますが、これに従い、実証しながら本許可を進めているということでございます。

3 ページ目が今回の船団の状況でございます。

北部太平洋海区におきまして、さば、いわし等を対象とした操業を行っております。上の表のとおり、300トン型の、右側ですけれども、網船を導入いたしまして、船団3隻を2隻に縮減したという転換を行っているということでございます。

下の表でございますが、漁獲量を同様の操業形態の他の船団と比較したものでございます。

実証前に比べて、実証開始後の漁獲能力は増大していないというのがおわかりいただけると思います。このことから、資源管理上問題ないと考えてございます。

こういう結果ですので、資料2 ページ、先ほどご説明しました許可の取扱方針に照らしまして、問題ないものと認められることから、試験操業の終了後、本許可を行っていくということといたしております。

以前よりご説明しておりますが、この構造改革の取り組みはこのように結果をお示しして、透明性ある形で進めて、沿岸漁業にも十分配慮しながら実施していくということでございます。

資料4 ページ目、5 ページ目以降ですけれども、これまでの実施状況、5 ページ目はもうかるの実施状況、7 ページからは復興のためのがんばる漁業の実施状況の報告ということになってございます。

報告は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

では、ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願いたします。

特にございませんようですので、次の事項に移りたいと思います。

水産政策の改革について、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○漁場資源課長 漁場資源課長です。

資料の12を使いまして、水産政策の改革を踏まえた新しい資源評価について、現在の検討状況についてのご説明をしたいと思います。

まず、めくっていただきまして、1ページを見ていただきまして、改正後の漁業法における資源評価に関する、特に資源管理目標などについての記述、第11条、12条に記述がされて、規定がされております。12条を見ていただきますと、時間がもうありませんので読み上げませんが、最大持続生産量を実現するために維持し、また回復させるべき目標としての目標管理基準の値、それから、資源水準の低下によって最大持続生産量の実現が著しく困難になることを未然に防止するため、その値を下回った場合には、資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値、すみません、ちょっと長いんですけども、限界管理基準値というものを定めることとしております。

今回、この資源管理目標を定めるに当たって行う資源評価について、資源管理目標の案の算定方法、具体的には幾つかあるわけですけども、その中でも再生産関係のデータを用いて算定する方法と、これに関連しました資源状態の評価方法について現状を、検討状況をご説明いたします。

次のページを見ていただきまして、資源管理目標を定めるための新しい資源評価ですけども、新しい資源評価のポイントは、まず、目標管理基準値の案として、MSYを達成できる親魚量等の値を提示するということ。それから、限界管理基準値の案として、生物学的に安定した再生産を期待できる親魚量の下限値を提示するということでもあります。資源の状態の評価も、これまでのやり方から、これまでのやり方というのは過去の資源量などの推移をもとに、高位であるとか中位であるとか、増加している、減少しているというような表記をしておりましたけれども、これを資源水準と漁獲圧力について、それぞれMSYを達成できる水準と比較して適正かどうかということを示す方法に移行していきたいと考えております。

次の3ページを見ていただきまして、これはよく話題に上るところの、最大持続生産

量の考え方です。最大持続生産量というものは、現在及び合理的に予測される将来の環境のもとで、長期的に漁獲量が最大となると期待できる範囲に資源を維持するような、そういう管理を行うことによって得られる漁獲量というふうに定義をしております。

左下の方に長期的な平均漁獲量と親魚量の関係、これはよく資源学の教科書などで見られるグラフですけれども、親魚量が多くなるに従って長期的な漁獲量はふえていくんですけれども、また減少していくということで、これはたまたま真ん中に線を引いておりますけれども、いつも真ん中になるわけではなくて、その生物の特性などによって、この形は変わっていくということ。それから、右の方に少し説明しておりますけれども、環境がよいときと悪いときで、最大持続生産量というものは変わってくるということ。これら両方を考慮に入れて、最大持続生産量の計算というものをしていくということになります。

次の4ページですけれども、目標管理基準値の案である、このMSYを達成できる資源水準の算定方法というのは、これまでの蓄積されたデータの種類、それから量、それからデータの質や、それから生物特性、資源の特性などを踏まえて、最適なものを選択するというようにしております。

その下の算定方法3つ、大きくいって3種類考えております。

1つは、先ほどからちょっとご説明しています再生産関係のデータを用いて算定する方法。信頼性のあるそのようなデータが得られない場合に資源量指標値、これは1曳網ごとの漁獲量といったCPU Eなどの、そういう資源量指標値のデータを用いて算定する方法。それから、そのようなデータもなくて、例えば漁獲量のみがあるような場合に、漁獲量のデータを用いて算定する方法。この3種類を、大きくいって、考えておまして、それぞれ該当する資源の例というものを下の表に記載をしております。

例えば、再生産関係が利用できるものというものは、現在TAC管理をしているような魚種ですね。そういう魚種がこの再生産関係が利用できる、再生産関係のデータが蓄積されているものとして挙げられます。

それから、次のページに移りまして、これは実際の算定方法をもう少し詳しくご説明をしたいと思いますが、まず、再生産関係をもとに、長期的に漁獲量が最大になる漁獲圧というものを求め、それから、その漁獲圧で漁獲を続けたときに到達する親魚量の値を求めるという方法。これは計算式とシミュレーションによって求めていくということです。

それから、そのような計算ができない場合に、漁獲がないと仮定したときに期待される親魚量、これは太平洋くろまぐろなどでもよく出てきますB0というものです。B0の一定割合に相当する値を求めて、それを最大持続生産量が達成できる資源量として求める方法というものがあります。

今、一番上の最初の方の方法、計算して求めていく方法というのを基本としつつ、そのような計算をしても信頼の高い数字が出てこないというような場合には、2番目の方法を利用するというので、今検討を行っております。

また、MSYを達成できる資源水準を算定する際には、将来的には、自然環境の反映についても幅広く考慮していきたいと考えております。

次のページに、具体的にどういうことなのかということで、これはこういう資源があるわけではなくて、模式的にご紹介したものですけれども、一定の再生産関係を仮定するというので、親魚量がこれぐらいのときには加入量はこれぐらいですよというふうなことを、過去のデータから仮定していくと。これはたまたまホッケースティック型と呼ばれているモデルを仮定していますけれども、これに限らず、例えばリッカー型といわれる、一反加入量ふえて、ちょっと減っていくような、そんなモデルとか、幾つかモデルはあるんですけれども、そういうものを仮定して、それにいろいろな漁獲圧力とそれからさまざまな環境を仮定して、例えば100種類の漁獲圧力に対して100種類の環境変化みたいなものをそれぞれ計算して、そうすると100×100で1万回ぐらいシミュレーションすることになるんですけれども、そういう将来予測を行いまして、長期的に平均漁獲量が最大となるような漁獲圧力、FMSYを一旦固定した上で、同様の将来予測を行ったときに到達する親魚量というのを、MSYを期待できる資源水準というふうに計算していくというやり方です。ちょっと口で説明してもなかなかイメージが湧かないかなと思うんですけれども、これを各魚種について計算をしていくということで、その検討結果がまた出ましたら、それについてもご紹介をしていきたいと思っております。

それから、次のページの限界管理基準値の案の算定であります。

これは今でもB l i m i tを設定しておりますけれども、生物学的に安定した再生産を期待できる親魚量の下限值ということで、引き続き算定をしていきます。

今後のB l i m i tですけれども、下の方の白い枠のところ、どういうものが考えられるのかということを書いておりますけれども、MSYの60%が得られる親魚量の下限值であるとか、あるいは再生産関係をあらわす式において加入量の減少が始まる親魚

量であるとか、あるいはまた現行の方法で算定されている親魚量というものが考えられると思います。これらの中から最善なものを選択していきたいと思っております。

それで次のページですが、これらの検討を行って、目標管理基準値それから限界管理基準値の案というものが出てきて、それとあわせて、漁獲管理の方法をどうしたらいいのかということを検討するためのオプションというものを提示していくということで、この漁獲管理のイメージというのは、この下の真ん中のこのグラフを見ていただきますと、まず  $B b a n$  というもの、要はすごく資源が悪くてもう禁漁レベルですよという資源な状態から、 $B l i m i t$  と呼ばれる状態まで、徐々に漁獲圧を上げていって、 $B l i m i t$  まで回復したら、次は漁獲圧一定で管理をしていくと  $M S Y$  を達成できる資源水準になるであろうという、こういう管理の方式が1つは考えられるんじゃないかと思っておりますし、先ほど、ずわいがにのお話でも出ましたけれども、その際にそういう自主的な管理についても考慮をすることができると思っておりますし、あと、最初すけとうだらのところでもお話出ましたけれども、どういうふうに資源を回復させるのかというところは、この  $F_{M S Y}$  に  $\beta$  というものを掛けていますけれども、漁獲圧をどのぐらいにするかということによって、管理のやり方といいますか、管理の強さというのが決まってきます。ですので、資源管理目標というのはある程度、科学的、合理的に決まってくる  $M S Y$  という値があるわけですがけれども、そこに至るまでの管理の方式というのはいろんなオプションというのが考えられて、少し時間はかかるけれども、なるべく今の漁業に影響を与えないように管理していくというやり方もありますし、何年間か我慢して、一挙に回復させるというやり方もあると思います。それは漁業者の方々初め、関係者で議論をして、どういう管理がいいのかというふうなことを決めていただくということになると考えております。

次、資源状況、資源の状態の評価をどうするのかということですがけれども、今後の評価の方法ですね。資源水準を、 $M S Y$  を達成できる水準より高いか低い、それから漁獲圧力が  $M S Y$  を達成できる水準よりも高いのか低いのかというところで判断をしたいということで、右側のこの神戸チャート、これももうご存じの方多いと思いますけれども、資源の状態が視覚的に一目でわかるということで、この図を使って、資源の状態というものを示していきたいと思っております。

それから、同じような図になりますけれども、10ページですね。これは同じものを、少し横軸を変えて示したものですけれども、既に目標管理基準値と限界管理基準値が定



められている資源については、限界管理基準値よりも高いのか低いのか、それから目標管理基準値よりも高いのか低いのかということを示して、このチャートをつくっていきたいと思います。

一番最後に、参考として資源評価対象種の拡大。これもどういうふうに拡大していくのかというようなご質問をたくさんいただいているところです。今50種84系群について資源評価を行っておりますけれども、今後平成35年くらいまでに200種程度に拡大をしたいと考えておまして、優先順位としては、都道府県の方から要請を受けているようなもの、それから既にデータが集まっているものですね。それから、大臣許可漁業でとられる主な対象種であるとか、県をまたいで広域で漁獲されているもの、それから資源状態が非常に悪いものとか、あとは国民になじみのあるもの、こういったものを優先して、資源評価を対象種を拡大していきたいというふうに考えております。

これらのことを、今、研究機関、水研・教育機構と、それから都道府県水資の研究者の方、それから有識者の先生方で、現在検討を開始しているところです。また、検討状況につきましては、随時ご説明をしたいと考えているところです。

本日の説明は以上です。ありがとうございました。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 もう時間なんで、皆さんお疲れでしょうし、簡単に。

8ページ、多分これは漁業者というか、多くの方は全然わかんないと思うんですよ、これ。そういう説明をするから、そもそも信頼関係が築けないで、けんかになるんですよ。

例えば、素朴な質問として、 $F_{MSY}$ でとれば、これは $MSY$ を達成できるのに何で下げるのかとか。これは漁獲の変動を抑えるために下げているはずですよ。つまり、この $F_{MSY}$ で多分、こういうふうに直角に曲げるような形にすると、オールオアナッシングのような形になって、極めて漁獲の変動が大きくなる。それを抑えるために少なめにする。そうすると漁獲の圧力が少ないと、減り方も少ないので安定、回復が早いわけですね。その分変動がおさまるといふ、そういう構造になっているわけです。という、そのために下がっていて、それがどれぐらい下がるから、こういうのを選んでいいのかと

かいう説明がなければ、多分ここにいるフロアの人のお majority が、これ何だかわからないということだと思っうんすよ。

だから、今後そういう視点も含めて、現場感覚で説明をお願いしたい。例えば、これをいきなり出せば、じゃ、取りこぼした、さっきもありましたけれども、キャリアオーバーどうなっているのかとか、多分、これ何も考えていないと思っうんすよ、現段階では。それから、ブロッククォーターみたいなものでもいいわけだし。その効果をどうするかとかです。

それから、すみません、3ページ目に環境変化の図があります。これ、今、仮に悪い環境で左の方の点でなったとするじゃないですか。でも、現在MSYです。突然、ことし環境がよくなって、右側の線になってしまいました。そうしたら、いきなりBanじゃないかと。資源量水準に関してはそうなりますよね。そのときにどうするかとか、多分全然考えていないんじゃないかと。つまり後ろの説明を見ると、1本しかないからそういう疑問が起こらないんだけど、ちょっと我々のような専門家から見ると、これはどうすんのかなというのは、やっぱりいっぱいあるわけですよ。だから、現場の漁業者に出すときには、もうちょっと親切な形で出してもらいたい。これはリクエストということ。

○山川分科会長 ご意見として承ったということ、よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

では、特になければ、報告事項はこれで終わりということにさせていただきます。

続きまして、その他ですけれども、その他のことで何かご発言ありましたら、よろしくお願いたします。

嘉山委員。

○嘉山委員 ここで言うべきかどうか疑問もあるんですけど、要望なんですけれども、あと船の人たちもいるんで、技能実習生の人結構今ふえていて、今後4月以降、法改正でさらにふえると思っうんすけれども、その人たちがいなくなってしまうときがあるんですよ。いなくなっちゃうんです。その会社とか、脱走しちゃうんです。その後で、残留期間が残っているから、警察は捕まえられないときがあつて、さらにその残留期間が終わって、オーバーステイになつてもいたりして、うちなんかも3年前になくなった技能実習生がいまだに日本にいて、彼らがSNSでどんどんアップするんです

よ。それで、それをみんな実際にいる技能実習生も見ていたりして、そうするといなくなっちゃった方がいいんじゃないかって、そのまま働ければ、日本にいられて仕事ができる、変な仕事ができる。それがどんどん広がっていったら、船とかでもし集団でいなくなっちゃった日には、操業も全くできないだろうし。結構そういう問題は今後出てきそうなので、水産庁からとしても、関係省庁とかに要望をしていただければという要望です。すみませんけれども、よろしくをお願いします。

○山川分科会長 では、藤田企画課長、よろしくお願いたします。

○企画課長 今、委員がおっしゃったのは、新しい外国人の受け入れのお話でございます。特定技能ということで、ことしの4月から一定のレベルを有する者を14の業種で受け入れるということが、今進んでいるわけでございますけれども、法律改正のときに相当議論がありましたように、技能実習生の処遇といいますか、問題が国会でも相当議論がありまして、それで新しく受け入れる特定技能の受け入れ機関の方には、それぞれの業種ごとに設けます協議会組織に必ず入っていただきまして、それでそこで決まったことをちゃんと守っていただくということが条件だということでございますし、あと、その実際に入るときには、法務省さんが当然滞在のためのビザを発給するわけでございますけれども、そのときに雇用契約を確認する。そして、あとはちょっと個別の話になりますけれども、一定の期間ごとに更新をしていくということになりますので、その期間を超えて滞在しているということになれば、不法な滞在ということでございますので、所要の対応ができるということで考えているということでございます。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

柳内委員。

○柳内委員 柳内でございます。

いよいよ水産改革が始まる流れなところなわけなんですけど、今回IQの制度化のような打ち出しもあったところですけど、そういった新たな取り組みといいますか、制度の中で、この水産政策審議会で審議議論する事項、それとそうじゃなく関係漁業者団体等で議論していくこと、その辺の区分けがどういう形になるのか、もし簡単に説明いただければお聞かせください。

○山川分科会長 では、中管理課長でよろしいですか。

○管理課長 そちらのところ、今、詳細について、いろいろと整理しているところでございます。先ほど、漁場資源課長から説明がありましたけれども、ああいった形でMS

Yを目標とした、目標値を定めたりとか、それに向けてどのような資源管理をやっていくのかといった議論が、その後続いていくこととなりますが、そういった中で、例えば、魚種ごとにそれを実際にどのように管理していくのかというような議論は、ステークホルダーと議論していくということとなりますが、その前段階として、さまざまな制度の枠組みたいなものとか、議論することになるかと思えます。そういった部分については、こちらの資源管理分科会の中でご議論いただく、あるいは、今後IQ等、漁獲割当とかというふうな法令の用語として出てまいります、そういうものをどうやって割り当てていくかといった基準等、そういったものも議論していくことになるかと思えますが、そういったものも含めて、資源管理分科会の方で議論していただくというふうなことが出てくると思えます。そちらの詳細につきましては、これもあるタイミングでは、どういふものをどのタイミングで議論するといったことをご相談させていただければというふうに思っております。

○山川分科会長 他に、その他のご発言。

じゃ、岩本資源管理推進室長、よろしく申し上げます。

○資源管理推進室長 今、課長が回答したとおりでございます。補足として、今、新しい漁業法の中で書かれていることだけ、整理をさせていただきますと、水政審で意見を聞くとされている事項、大きく2つあるかと思えます。すけどうだらのところでもお話ししました資源管理基本方針を設定したり、状況によって変更してしていくという点が1つ目。もう一つ大きなところは、これまでも資源管理分科会の方でご議論いただいていますTACの数量です。今度は特定水産資源というのを定めていく、特定水産資源ごとと、管理年度も定めていくということで、TACの数量を決めて、それぞれを都道府県、大臣管理区分に分ける、そういったところを議論させていただくということです。

特に、資源管理基本方針というのが、今後大事になってくると思えますので、そこで定めるものも法律には書かれていまして、例えば、管理目標の設定の考え方です。考え方は資源管理分科会の中で議論させていただこうと思っております、資源管理目標の設定の考え方ですとか、特定水産生物資源の指定をどうするかという考え方ですとか、先ほど申しました、都道府県と大臣管理区分にどういふふうに分けるかという考え方です。管理区分の中で、TACでやっていくということであれば、総量での管理という形になるのですけれども、総量で管理していく、もしくは漁獲努力量で管理する。そういった管理区分をどうやっていくかという考え方を示してご議論いただきたいと思います。

漁獲努力量を管理するときに、漁獲量からの換算の考え方というのも、当然ながら議論していただきたいと思っているところでございます。

委員からもあったI Qについてでございますけれども、新しい漁業法では割り当てをする割合というのも定めることになっていきますので、その設定に関するものですか、説明会では、移転についてどうなのかというような話も伺いますので、そういった割り当ての移転と割合の移転です。そういったことが今議論として想定されるかと思います。まだまだ、これ以外にもあるかと思いますが、水産政策審議会の方でご議論いただくことが多くなろうと思いますので、今後具体的な内容については、また説明をしていきたいと思っております。

○柳内委員 丁寧な説明ありがとうございます。

それで、きょうの留保枠の柔軟運用の質疑なんかでも出ていましたけれども、そろそろ今回これを機に、この審議会での審議事項とかを、何か一覧のように委員にもわかるようなものをつくって、その都度更新していただければ、我々としてもありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

では、特にならなければ、次回会合の日程について、事務局からご案内よろしく願います。

○管理課長 皆さん、お疲れさまでございました。

次回の資源管理分科会ですが、4月下旬を目途に開催をお願いをしたいと思いますと考えております。何か緊急な必要が生じて、それ以前に開催することとなる場合には、できる限り早期に連絡をさせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、日程については、後日事務局から調整をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。

本日は長時間にわたり、ご議論いただきまして、大変お疲れさまでした。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

